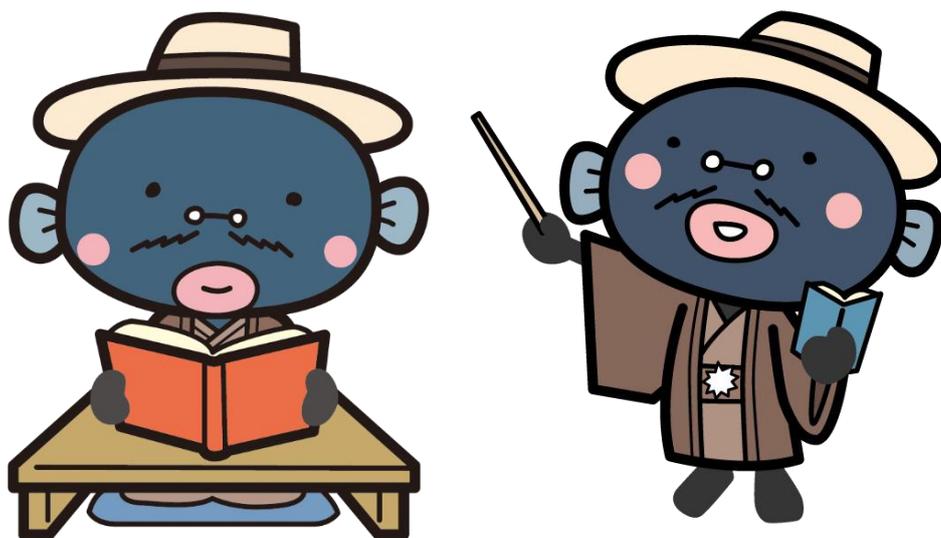


我孫子市第3期教育振興基本計画 (案)

～個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進～



我孫子市マスコットキャラクター
手賀沼のうなぎちゃん

令和6年3月

我孫子市教育委員会

我孫子市第3期教育振興基本計画の策定にあたって

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年4月1日より新たな教育委員会制度がスタートし、市長と教育委員会で組織された総合教育会議の場において、我孫子市の目指すべき教育方針として教育大綱が策定されました。

教育振興基本計画は、教育大綱に定める「我孫子市の目指す教育の実現のため」に、我孫子市教育委員会が平成28年3月に策定したものです。平成28年度から平成31年度までを第1期、令和2年度から令和5年度までを第2期として、教施策育の実現に努めてきました。これまでの我孫子市教育振興基本計画を振り返り、教育施策の実現と生涯学習推進計画のさらなる進展のため、我孫子市第3期教育振興基本計画（令和6年度から令和9年度まで）を策定し、魅力ある教育と学習環境の充実を図ります。また、社会や時代の変化に対応しながら、教育施策の方向性を示すとともに、未来に向けて社会や地域を創造することができる力の育成と個人と社会のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。）の実現に向けた教育の推進に努めていきます。

我孫子市では、地域と学校が一体となって小中学校9年間を繋ぐ小中一貫教育を進めています。小中一貫教育を通じて、「ふるさと我孫子を愛し、誇りに思う子ども」、「確かな学力を身につけ、夢を持ちチャレンジする子ども」、「自分に自信を持ち、自他を大切にする子ども」を三本の柱として義務教育9年間を繋ぎ、社会に貢献できる自立した大人となるための基盤である、たくましく生きる力の育成に取り組んでいます。小中学校教職員が一体となって継続的に学習指導や生徒指導を行い、子どもたちに寄り添うことのできる学校を目指していきます。

また、学校全体として、社会の変化に応じた様々な教育課題に対応していくためには、家庭と学校との連携や地域の理解と協力が必要です。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と保護者や地域の皆様がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきますので、より一層の御理解と御協力をお願いします。

生涯学習においては、我孫子市第三次生涯学習推進計画の実現性を高めるため、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりを推進していきます。学習の機会を市民の年齢層に合わせて提供し、学習の成果を地域や生活にいかせるよう支援することで、学び、活かし、つながるまち我孫子として、生涯学習による人と人とのつながりの拡充に取り組んでいきます。

学校教育、生涯学習いずれの場においても、一人ひとりに寄り添った学びを実現していきたいと思えます。

令和6年3月

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

目 次

第 1 章 我孫子市第 3 期教育振興基本計画の基本的な考え方

1 我孫子市教第 3 期育振興基本計画策定の背景と目的	1
2 我孫子市第 3 期教育振興基本計画の位置づけ	
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	3
3 我孫子市教育大綱	4

第 2 章 我孫子市第 3 期教育振興基本計画の策定

1 我孫子市の教育を取り巻く状況	
(1) 市の概要	7
(2) 学校数、児童生徒数について	8
(3) 生涯学習について	1 1
2 我孫子市第 3 期教育振興基本計画の基本方針	1 2
3 我孫子市第 3 期教育振興基本計画の施策体系図	1 3

4 我孫子市第3期教育振興基本計画の基本目標及び重点施策

基本目標Ⅰ 確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりがいきいきと輝く魅力ある学校づくりの推進

重点施策1. 学校教育環境の充実 …………… 1 8

重点施策2. 子どもがいきいきと輝く学校づくり ……… 2 1

重点施策3. 子どもの成長に応じた発達への支援 ……… 3 7

基本目標Ⅱ 市民が地域の自然や文化に愛着を持ち、豊かな人生を送ることができる環境づくりの推進

重点施策1. 生涯学習環境の充実 …………… 4 2

重点施策2. 歴史文化財の保存・継承と文化の振興 ……… 4 8

重点施策3. スポーツの振興 …………… 5 3

5 我孫子市第3期教育振興基本計画の推進 …………… 5 7

【資料】

1 我孫子市第3期教育振興基本計画の施策と行政評価における
事務事業との関係 ……… 5 9

2 生涯学習施設一覧 …………… 6 5

3 我孫子市教育振興基本計画策定委員会設置要領 …………… 6 7

第1章 我孫子市第3期教育振興基本計画の基本的な考え方

1 我孫子市第3期教育振興基本計画策定の背景と目的

国においては、平成18年に教育基本法を改正し、「人格の完成」「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示し、教育再生への取組を推進してきました。

この改正では、国に教育振興基本計画を定めることを義務付け、合わせて地方公共団体には、地方の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努力義務を課しています。

この間、我孫子市教育委員会では、市の総合計画、実施計画に位置付けられた様々な教育の振興のための施策を推進するとともに、「我孫子市教育施策」を毎年度定め、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を目指してきました。

また、平成26年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育委員会制度が平成27年度からスタートしました。この改正に伴い、平成27年7月に「我孫子市教育大綱」が策定され、「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を基本方針として、我孫子市の目指す教育の方向性をより明確化しました。

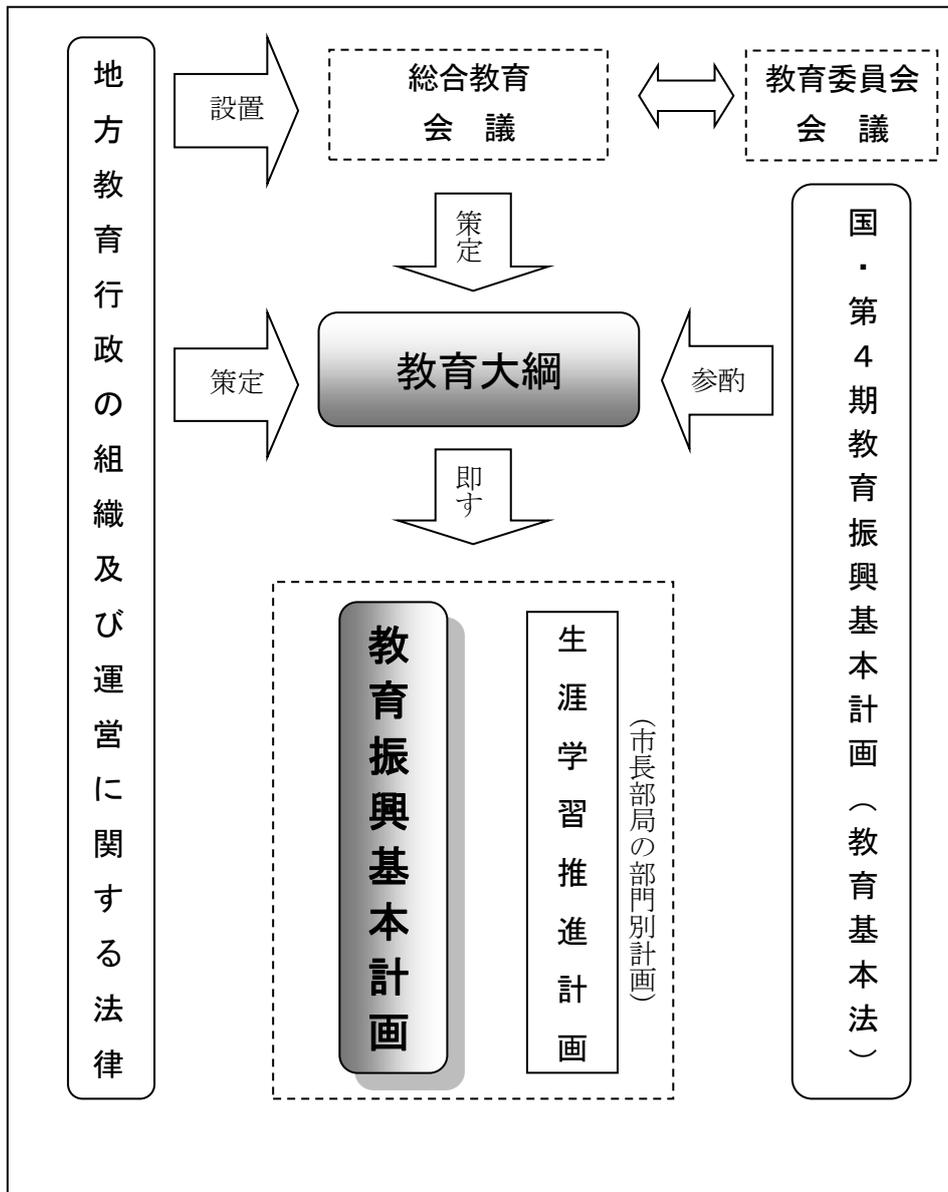
こうした状況を受け、平成28年3月に「我孫子市教育振興基本計画」を策定し、平成28年度から平成31年度までを第1期、令和2年度から令和5年度までを第2期として、教育大綱に掲げられた我孫子市の目指す教育の実現に努めてきました。令和6年度以降も引き続き教育施策を推進していくため、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする「我孫子市第3期教育振興基本計画」を策定するものです。

2 我孫子市第3期教育振興基本計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、市政の最上位計画である我孫子市第四次総合計画を踏まえるとともに、我孫子市総合教育会議で策定した「我孫子市教育大綱」を基に策定しています。

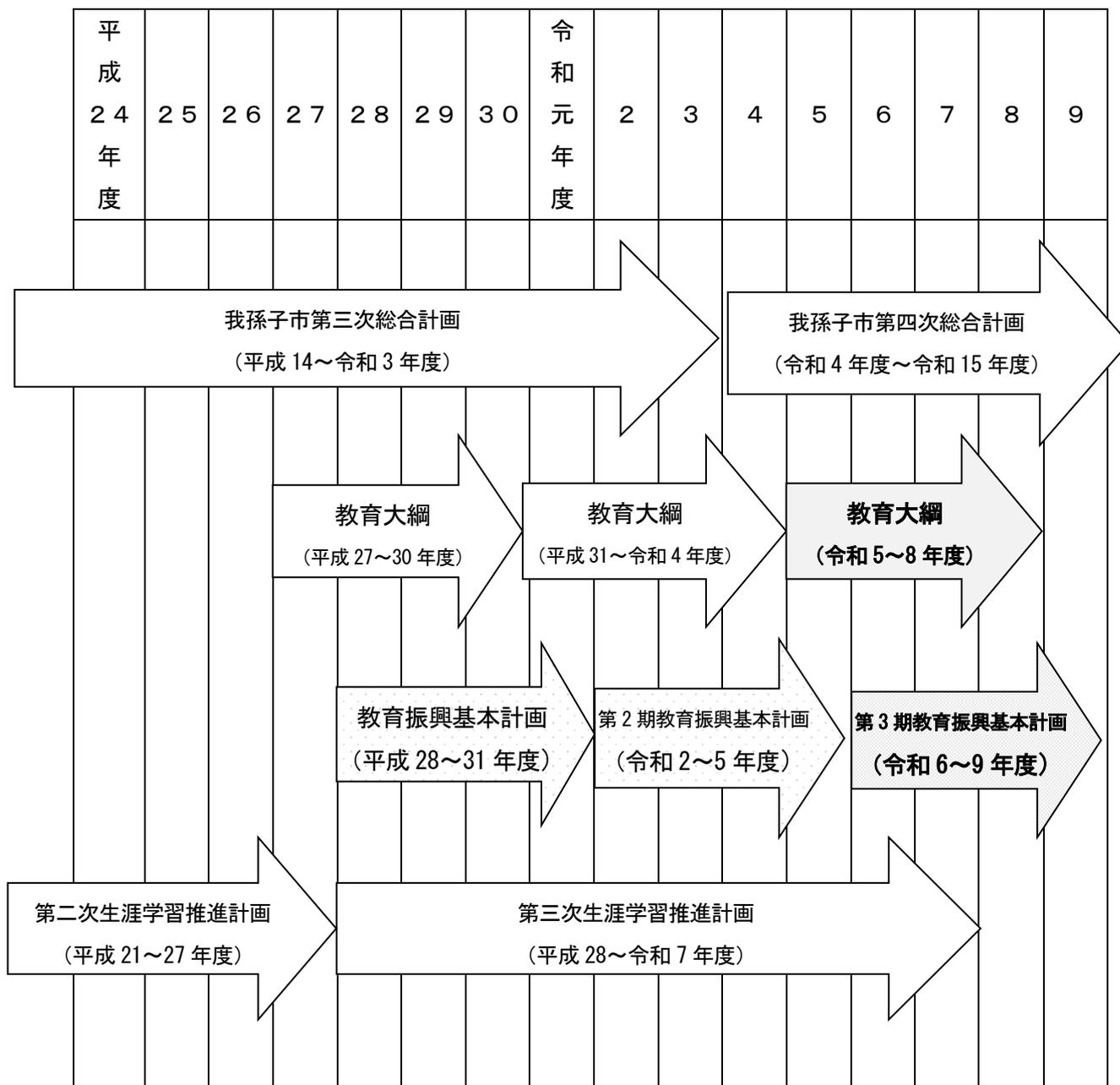
また、生涯学習推進計画などの他の部門別計画との整合性を図りながら、教育行政における最上位計画として位置付けます。



(2) 計画期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

なお、計画期間中に、新たな計画の策定や教育大綱の見直しなどがあった場合には、必要に応じて本計画も見直しを行います。



3 我孫子市教育大綱

我孫子市では、我孫子市の目指す教育の基本となる我孫子市教育大綱を策定しています。

我孫子市第3期教育振興基本計画は、我孫子市教育大綱の基本目標及び重点施策を実現するための具体的施策を位置付けたものです。

我孫子市教育大綱

多様な価値観が生まれ、人々の幸福観もさまざまになった現在、子どもたちは変わったと言う人がいます。しかし、子どもたちを取り巻く環境は確かに変化しましたが、子どもたちの本質は変わりません。美しいものや新たな発見に心躍らせたり、周りの人から認められ必要とされることに喜びを感じたりする心は昔も今も変わることはありません。

デジタル化の飛躍的な進展は、今後、働き方や働く人に求められるスキルの変容、新しい職業の創造をもたらすと予想されています。これからの時代を生きる子どもたちには、知識を活用して「何ができるか」が問われるようになり、子ども、学校、地域の実態やニーズに対応した主体的な学びがより一層重要となります。

本市では、小中一貫教育を通じて、「ふるさと我孫子を愛し、誇りに思う子ども」、「確かな学力を身につけ、夢を持ちチャレンジする子ども」、「自分に自信を持ち、自他を大切にする子ども」を三本の柱として義務教育9年間をつなぎ、社会に貢献できる自立した大人となるための基盤である、たくましく生きる力の育成をめざしています。さらに、生涯学習の観点では、我孫子に住み、生活するすべての市民が、生涯を通じて学ぶ喜びを享受することができるよう、学習環境の整備を図ります。その上で、地域でリーダーとなり得る人材を育てます。

我孫子市は、我孫子に生まれ、育ち、教育を受けるすべての子どもたちに対して、ふるさと我孫子を愛するとともに、ふるさと我孫子の歴史を知り、ふるさと我孫子の良さを守ることのできる大人となるための教育に最善の努力を行います。

「すべては子どもたちのために」この大綱を策定します。

○基本理念

人づくりこそまちづくりの原点であることから、たくましく生きる力をより一層育み、未来への飛躍を実現する人材の育成に努めます。

また、市民が地域の自然や文化に愛着を持ち、豊かな人生を送ることができるよう、学びやすい環境づくりに努めます。

こうした取組を実践し、我孫子に生まれて良かった、我孫子に住んで良かったと思える、魅力ある教育の実現をめざします。

○基本方針

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

○基本目標及び重点施策

基本目標 I. 確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりがいきいきと輝く魅力ある学校づくりの推進

重点施策1. 学校教育環境の充実

安全・安心な教育環境の充実を図り、魅力ある学校づくりに努めます。

重点施策2. 子どもがいきいきと輝く学校づくり

小中一貫教育を推進し、地域全体で子どもの育成を図るとともに、子どもたちの主体性を重視した教育を推進し、確かな学力を育成します。

重点施策3. 子どもの成長に応じた発達への支援

児童生徒が自分らしい学校生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

基本目標 II. 市民が地域の自然や文化に愛着を持ち、豊かな人生を送ることができる環境づくりの推進

重点施策1. 生涯学習環境の充実

市民一人ひとりがいつでも、どこでも学べるように、学習機会の充実を図ります。また、学習で得た知識を社会に生かし、まちづくり活動へと発展していくよう支援します。

重点施策 2. 歴史文化財の保存・継承と文化の振興

市民の自主的な文化芸術活動と伝統文化の継承を支援し、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備します。また、市民に受け継がれてきた歴史文化財の保存と活用を図ります。

重点施策 3. スポーツの振興

市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域での交流を図れるように、スポーツ関係団体などの人材を生かし、スポーツイベントを実施します。また、誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりをめざします。

以上の、我孫子市のめざす教育の実現のために、教育委員会は教育振興基本計画を策定し、教育施策の実現に努めます。あわせて、生涯学習推進計画に沿った施策の実現に努力するものとします。

また、市長は教育委員会が策定した教育振興基本計画に基づく施策を実現するため、関係部局と調整し、予算の確保に努めます。さらに、生涯学習推進計画を教育委員会と一致協力して推進するものとします。

○大綱の期間

令和5年4月から令和9年3月までの4年間とします。

第2章 我孫子市第3期教育振興基本計画の策定

1 我孫子市の教育を取り巻く状況

(1) 市の概要

我孫子市は千葉県の北西部、都心から30km圏に位置しています。面積43.15km²の市域は、南北に約4km、東西約14kmと細長く、北側に利根川を、南側に手賀沼を望む、自然に恵まれた標高20m前後の台地と周囲の低地で形づくられた地形をなしています。

我孫子の歴史は古く、発掘調査により約3万年前から先人たちが住んでいたことが分かっています。利根川に面した縄文時代の「貝塚」や手賀沼に面した「我孫子古墳群」に遠い昔をしのぶことができます。時代の流れとともに、悠々たる歴史を育んできた我孫子に、近代化の幕が切って落とされたのは、明治29年に常磐線が開通してからのことです。鉄道が開通したことにより、大きな工場が建てられる一方、美しい自然に惹かれた当時の文人や文化人たちが競って住居や別荘を構え、経済の近代化や文化の面での活動が盛んになりました。さらに、明治34年には成田線が開通し、都心との経済的な交流もいっそう盛んになりました。昭和30年に、当時の「我孫子町」「湖北村」「布佐町」が合併し新制我孫子町となり、昭和45年7月1日に我孫子市が誕生した頃からは、急激に都市化が進んできました。市誕生当時は人口5万人弱でしたが、現在では13万人を超える人々が暮らし、首都圏の自然に恵まれた住宅都市として着実に発展しています。

(2) 学校数、児童生徒数について

我孫子市には、小学校13校、中学校6校があり、令和5年5月1日現在、8,445人の児童生徒が就学しています。(表1、表2)

市内の児童生徒数は、昭和45年の市制施行以来、増加の一途をたどり、昭和58年度に19,253人でピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成14年度にはピーク時の約半数の9,568人まで減少しました。その後、市内西側地区の大規模集合住宅の建設により、一時的に増加に転じ、平成23年に10,627人まで増加しましたが、その後再び減少に転じ、現在に至っています。(図1)

今後も市内の児童生徒数は、減少傾向が続くことが予想されています。(図2)

これを踏まえ、学校の適正規模の検討を始める基準を以下のとおり設定し、将来の変化へ対応していくこととしています。

なお、検討に当たっては「子どもたちの教育環境を最優先すること」「学校と地域との連携を考えること」「将来の児童生徒数を見据えて考えること」の3つの視点を重点に置くこととします。

我孫子市における学校の適正規模

小学校…各学年2学級以上、全体で12学級以上24学級以下

(各学年2学級から4学級)

中学校…各学年3学級以上、全体で9学級以上24学級以下

(各学年3学級から8学級)

検討手順

児童生徒数の将来推計と毎年度の推計調査を参考に、就学前の子どもの数の把握を行い、次の3段階に区分します。

① 我孫子市の適正規模を下回ることが予想される場合…検討準備段階

② 複数学年で適正規模を下回ることが予想される場合…検討段階

③ 全学年で単学級が予想される場合…速やかに検討

② 段階の規模になる学校を把握したら、今後の児童生徒数の推計を確認し、教育総務部及び市長部局の関係課と協議を始めます。

③ 段階の規模になる学校を把握したら、その後の児童生徒数の推計を確認した上で、学校の在り方検討委員会を設置し、保護者、地域への速やかな周知を行います。

(現在は、分離型の小中一貫教育を進めていますが、今後は地域の特性に合わせた、一体型の小中一貫校等を含め、広く検討します。)

表 1

令和 5 年度小学校児童数及び学級数

令和5年5月1日

学校名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
我孫子第一小学校	児童数	67	79	78	77	84	81	28	494
	学級数	2	3	3	3	3	3	5	22
我孫子第二小学校	児童数	61	71	63	61	61	56	39	412
	学級数	2	3	2	2	2	2	6	19
我孫子第三小学校	児童数	95	128	92	119	126	117	54	731
	学級数	3	4	3	4	4	4	8	30
我孫子第四小学校	児童数	135	125	127	144	147	132	61	871
	学級数	5	4	4	5	4	4	9	35
湖北小学校	児童数	42	58	57	41	70	49	21	338
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	15
布佐小学校	児童数	12	26	26	30	23	33	23	173
	学級数	1	1	1	1	1	1	4	10
湖北台西小学校	児童数	31	28	40	36	42	45	26	248
	学級数	1	1	2	2	2	2	4	14
高野山小学校	児童数	74	77	74	79	92	77	53	526
	学級数	3	3	3	3	3	3	9	27
根戸小学校	児童数	89	105	113	106	122	134	42	711
	学級数	3	3	4	4	4	4	6	28
湖北台東小学校	児童数	29	22	32	37	35	45	24	224
	学級数	1	1	1	2	2	2	4	13
新木小学校	児童数	54	57	56	56	53	61	22	359
	学級数	2	2	2	2	2	2	5	17
並木小学校	児童数	41	47	47	44	47	68	27	321
	学級数	2	2	2	2	2	2	4	16
布佐南小学校	児童数	22	23	18	25	30	23	12	153
	学級数	1	1	1	1	1	1	3	9
小学校計	児童数	752	846	823	855	932	921	432	5561
	学級数	28	30	30	33	32	32	70	255

表 2

令和 5 年度中学校生徒数及び学級数

令和5年5月1日

学校名		1年	2年	3年	特支	合計
我孫子中学校	生徒数	273	250	251	44	818
	学級数	8	7	7	7	29
湖北中学校	生徒数	133	113	141	20	407
	学級数	4	3	4	4	15
布佐中学校	生徒数	55	59	60	20	194
	学級数	2	2	2	4	10
湖北台中学校	生徒数	90	88	101	23	302
	学級数	3	3	3	4	13
久寺家中学校	生徒数	147	164	164	22	497
	学級数	5	5	5	4	19
白山中学校	生徒数	188	220	229	29	666
	学級数	6	6	7	5	24
中学校計	生徒数	886	894	946	158	2884
	学級数	28	26	28	28	110

※ 表中の「特支」とは、特別支援学級の略

図 1

児童生徒数推移(過去→現在)

令和5年5月1日現在

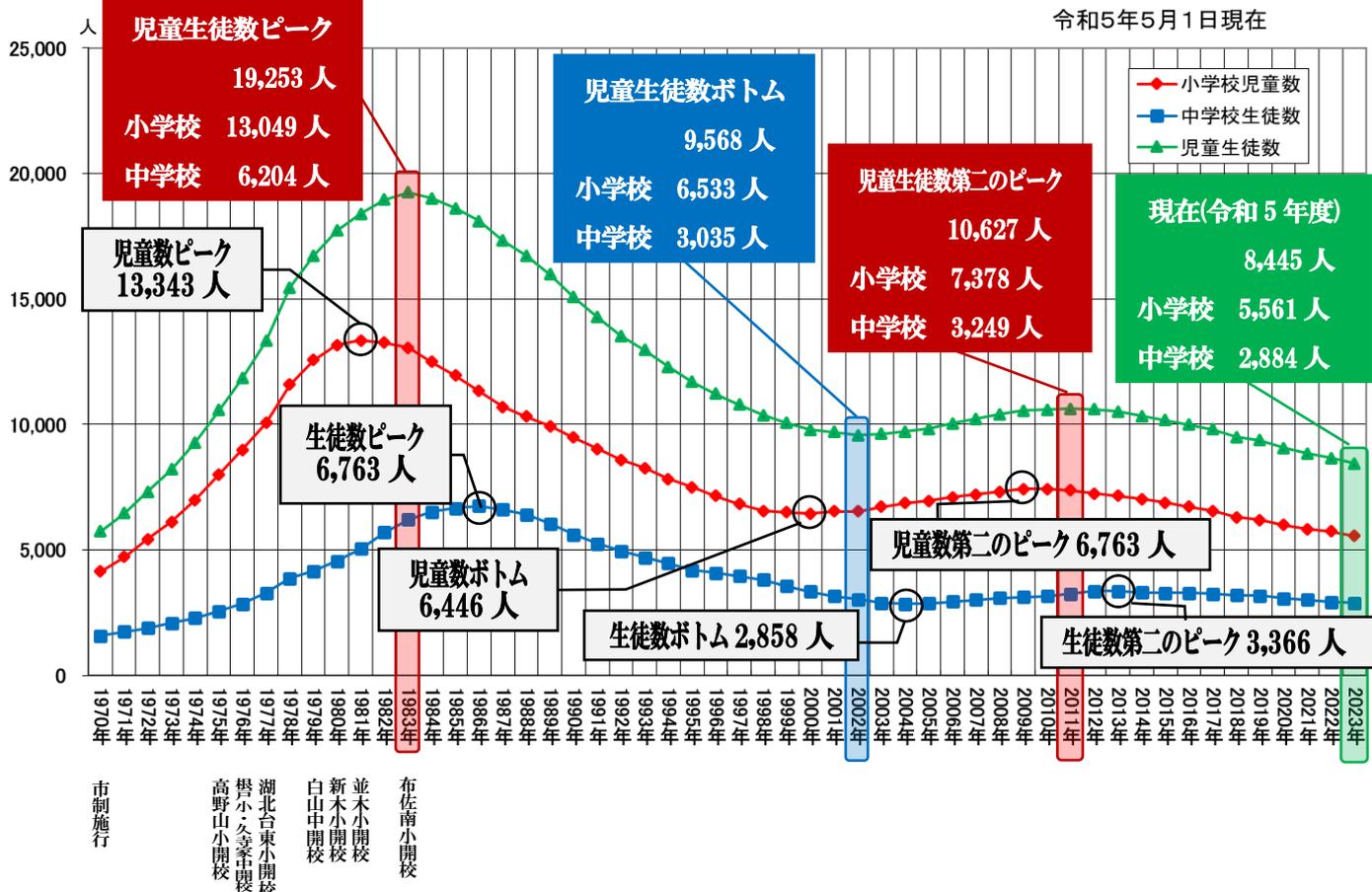
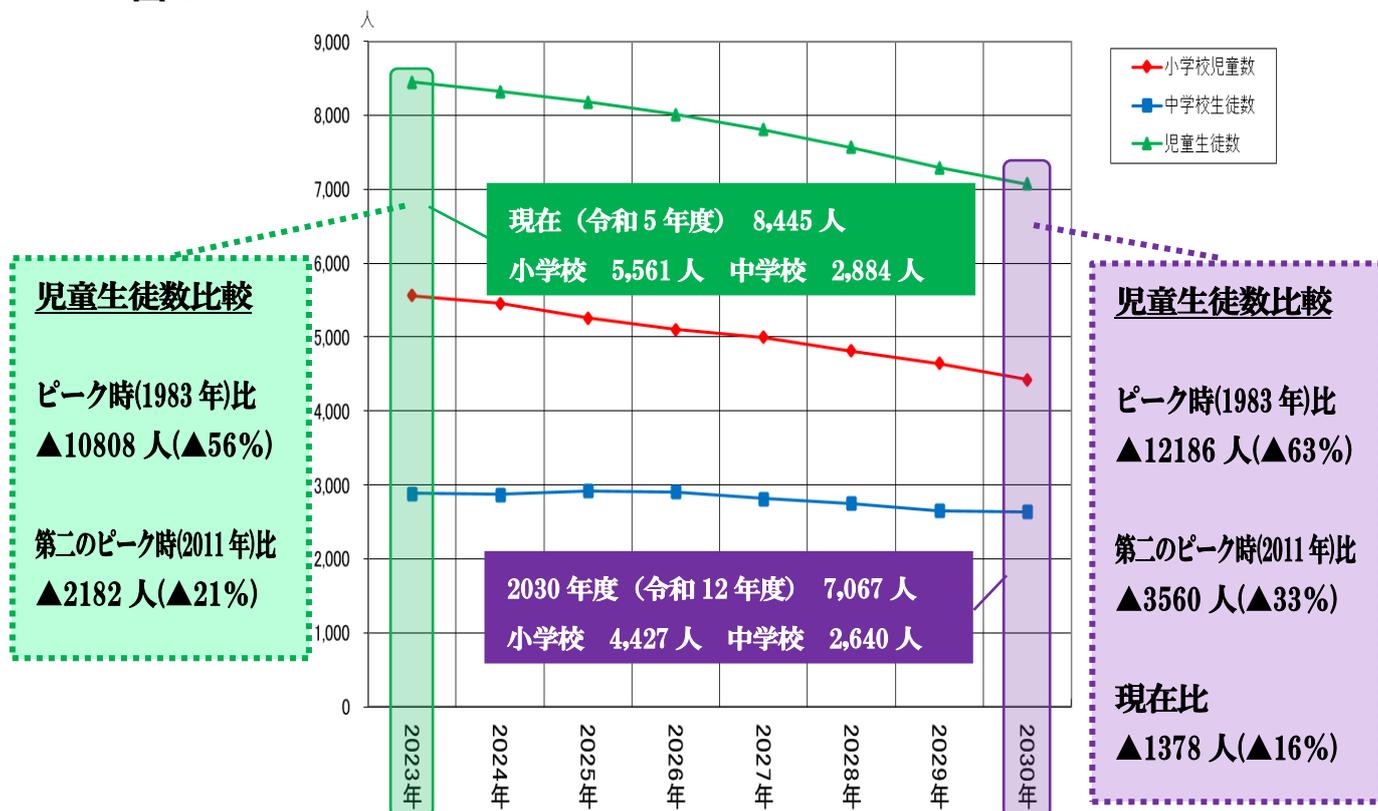


図 2

児童生徒数の将来推計



(3) 生涯学習について

我孫子市では、我孫子市生涯学習推進計画を策定し、“いつでも、どこでも、なんでも学習できる生涯学習のまち”を目指して、様々な生涯学習事業の実施や情報提供等、生涯学習の振興に取り組んできました。

感染症等の影響やICTの急速な進展、深刻な少子高齢化など、社会情勢の大きな変化の中で、人々の価値観はさらに多様化し、求められる「学び」の内容も変化しています。このような社会において、いきいきと充実した人生を送るためには、社会生活に必要な知識や技能を新たに学習し、地域参画や社会貢献に必要な知識を習得するなど、生涯にわたり、継続して学ぶことが大切です。また、市民が学習の成果を地域や日常生活にいかすことができるよう、生涯学習の情報提供・啓発活動・相談体制を充実させながら、一人ひとりの学ぶ意欲に応じて、様々な学習機会を提供していくことが重要です。

近年、地域での繋がりが希薄化していることから、市民が有する経験や能力が十分いかされていない場合があります。市民の学習活動がまちづくり活動として発展していくためには、学びを通して、人と人が繋がる機会を創出し、地域への関心を高めていくことが大きな鍵となります。

感染症等の影響による生活様式の変化にともない、健康への関心も高まっています。スポーツは、健康の保持増進や地域のコミュニティづくりに繋がります。障害や年齢に関わらず、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる環境の整備が求められています。

我孫子市は、著名な文人が居を構えた文化のまちであり、貴重な歴史資料や文化財が多くあります。地域の歴史的・文化的遺産をより身近に感じてもらうため「我孫子遺産」として保存や調査に努めるとともに、効果的な活用を図る必要があります。

また、活力ある地域社会の実現に重要な役割をもつ文化芸術活動について、幅広い世代の方に参加してもらうためには、ニーズに応じた活動支援や情報発信の強化及び鑑賞機会の充実が不可欠です。

市民が地域の自然や文化に愛着を持てるよう、魅力ある学習資源の有効活用を進め、誰もが生涯にわたって文化芸術やスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいきたいと思えます。

今後も、変化する社会の状況に対応しながら生涯学習を推進していくためには、市民の主体的な学習活動を通して、相互理解の輪を広め、新たな人間関係を築いていくことが大切です。引き続き、生涯学習推進計画に基づき、学びと交流を通して、人と文化を育むまちを目指します。

2 我孫子市第3期教育振興基本計画の基本方針

基本方針

「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」

我孫子市第3期教育振興基本計画の施策の展開に当たっては、市民の皆様と情報の共有を図り、社会全体で「生きる力」をより一層育みながら、我孫子市の目指す教育を実現するため、「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を本計画の基本方針とし、計画を推進します。

3 我孫子市第3期教育振興基本計画の施策体系図

基本目標Ⅰ

確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりが
いきいきと輝く魅力ある学校づくりの推進

重点施策1
学校教育環境の充実

(1) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実
- 小中学校における学習環境の整備と充実
- 我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進

(2) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 学校評価・学校運営協議会制度を活用した学校経営の改善
- 「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」における、学校を支える人員体制の整備の推進
- 業務の平準化や教材・資料の共有化、学校行事の見直しを進めるなど、教職員の負担軽減に向けた取組の推進
- 教職員全員で取り組む不祥事防止対策及びモラールアップ委員会の充実

(1) 確かな学力の育成

- 生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現
- ICT環境の整備による学習の充実及び情報活用能力の育成
- ユニバーサルデザインの視点による全員がわかる授業づくり
- 学級経営の支援（Q-U検査（WEBQU）の活用）と指導力の向上
- 児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進
- 外国語・外国語活動における指導力の向上及びALTの活用

(2) 心身ともに健康な児童生徒の育成

- 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実
- 望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進
- 心身の健全な発達を支える学校体育の充実
- 情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援

(3) 幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進

- 幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進
- 郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成を目指す、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進
- 中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に活かした小中一貫教育の推進
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実

(4) 地域に密着した学習の場の提供

- 地域性をいかした学びの資源の活用
- ふるさと学習の推進

(5) 地域とともにある学校づくり

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会の設置）による学校と地域との連携・協働体制の構築
- 地域学校協働活動推進事業の充実
- 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援の推進
- 中学校部活動における地域人材を活用した部活動指導員の配置

(6) 長期欠席児童生徒対策事業の強化

- 不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化
- 我孫子市教育支援センター（かけはし・ひだまり）の機能強化
- 校内教育支援センターの充実
- 自立と社会参加を目指した支援体制の整備

(7) いじめ・非行防止対策

- 我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消
- 学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実
- 街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による少年の非行防止活動の推進
- 警察・生活安全関係機関との連携強化

重点施策3 子どもの成長に応じた発達への支援

(1) 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制の構築

- 就学支援の充実
- 個々に応じた教育体制の整備

(2) 教育相談・支援体制の充実

- 教育相談を充実させるシステムの構築
- 帰国・外国人児童生徒への支援体制の整備

(3) 特別支援教育の推進

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実

(4) 子ども部及び健康福祉部との連携強化

- 療育・教育システムの充実と切れ目のない支援
- 児童虐待の早期発見や児童生徒の自殺防止対策等についての連携強化

基本目標Ⅱ

市民が地域の自然や文化に愛着を持ち、豊かな人生を送ることができる環境づくりの推進

重点施策1

生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実
- 鳥の博物館の教育普及活動の拡充
- 図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進
- 移動図書館車の積極的な活用

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

- 時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供
- 学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用

(3) 学習施設の整備・充実

- 公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

- 生涯学習推進計画に基づく施策の推進
- 生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実
- 市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化
- 生涯学習ボランティアの育成・活用
- 子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進

重点施策2 歴史文化財の保存・継承と文化の振興

(1) 文化芸術活動への支援と環境整備

- 後援等の事業による文化芸術活動の充実
- 既存施設の効率的利用の促進

(2) 新たな文化芸術活動の創出

- 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
- 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
- 文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出

(3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承

- 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
- 生活文化や郷土芸能の継承

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

- 指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存・活用
- 文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進

(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

- 埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進
- 埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

- 歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保
- 地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

重点施策3 スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

- スポーツ施設の適正な維持管理
- 民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

- スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- 生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成
- スポーツ推進計画の推進

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

- 市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催

4 我孫子市第3期教育振興基本計画の基本目標及び重点施策

基本目標 I

確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりがいきいきと輝く魅力ある学校づくりの推進

心と体の教育の充実を図るとともに、自立した人間として他者と協働しながら創造的に生きる力、何事にも主体的に取り組む意欲や多様性を尊重する態度、リーダーシップ、コミュニケーションの能力を育成する教育を推進し、子どもの創造性と自主性を育む教育の充実を図ります。

重点施策 1. 学校教育環境の充実

安全・安心な教育環境の充実を図り、魅力ある学校づくりに努めます。

(1) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

安心して快適に学べる教育・学習環境をつくるため、校舎等の老朽対策や教育機器・備品の更新を実施するなど、整備・充実に努めます。

○児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実（学校教育課）

【現状と課題】

児童生徒が交通事故や災害などの危険から身を守ることができるよう、安全教育・防災教育が必要です。また、児童生徒の安全を確保するため、各学校では学校保健安全法で策定が義務付けられている危険等発生時対処要領を作成していますが、最近の様々な自然災害への対応を図るため、見直しを依頼しています。さらに、防災教育調査で各学校の取組状況の把握をしていますが、各学校間での取組や認識に差があることから、引き続き指導を行っていく必要があります。

【方向性】

- ◆自転車教室や交通安全ルールを守る指導、災害を想定しての避難訓練などを実施するとともに、全教育活動を通じて、児童生徒の安全への意識の向上を図ります。
- ◆防災教育調査を有効活用し、各学校の取組状況を把握するとともに、特色ある取組などは他校にも紹介します。
- ◆災害時における学校の避難所開設について、教職員の共通理解を図ります。
- ◆市内小学校に児童の安全確保のために安全管理員を配置し、今後も児童の見守りを行います。

○小中学校における学習環境の整備と充実（学校教育課）

【現状と課題】

心身ともに健康な子どもたちを育み、確かな学力の育成を支援する授業の推進や個に応じたきめ細かな指導のための環境づくりに取り組んでいます。また、児童生徒が安全で、安心して快適に学ぶことができるよう、小中学校の老朽化した備品の買い替えや教育環境に合わせた教育機器の更新を行う必要があります。

【方向性】

- ◆児童の泳力向上及び学校プール施設の維持管理費削減を目的として、令和3年度より実施している小学校の水泳指導の民間活用について、民間スイミングスクールへの委託を進めていきます。
- ◆教育機器や備品の更新を行うなど、充実した設備を活用し、児童生徒の発達段階に応じた学習環境を整備します。

○我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進

【現状と課題】

（総務課）

市内の小中学校施設は、年数の経過により老朽化が進んでいることから、その安全確保のため、機能維持や建替えのための費用が増え続けることが見込まれています。また、児童生徒が快適で安心な学校生活が送れるよう、適切な維持管理を行う必要があります。

【方向性】

- ◆「我孫子市学校施設個別施設計画」に基づき、予算の平準化とトータルコストの縮減を図りながら、計画的保全による施設の長寿命化対策を進めます。

（2）信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

児童生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備を図ります。また、管理職のリーダーシップの下での「風通しの良い」職場環境づくりを推進し、教職員一人ひとりの意識改革とスキルアップを目指して取り組んでいきます。

○学校評価・学校運営協議会制度を活用した学校経営の改善（学校教育課）

【現状と課題】

学校評価及び学校運営協議会会議を全ての学校で実施しており、学校評価の結果・考察については、学校だよりやホームページに掲載しています。学校運営協議会では、学校評価の結果を受けて改善した学校経営方針等の承認を行うなどして、より充実した学校運営に取り組んでいます。

【方向性】

- ◆学校関係者評価の結果をしっかりと受け止め、分析を行うとともに、より良い学校運営のために有効活用します。
- ◆学校運営協議会を活用し、「地域とともにある学校」に向けての取組を進めていきます。

○「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」における、学校を支える人員体制の整備の推進（学校教育課）

【現状と課題】

教職員の多忙化解消を目指して、小中学校にスクールサポート教員等を配置しています。部活動指導員による支援体制の構築も進めています。教職員1人当たりの担う業務量削減のため、人員体制の整備を進めています。

【方向性】

- ◆小中学校にスクールサポート教員等の配置を継続します。
- ◆部活動指導員の配置により、部活動指導に関わる負担の軽減に向けた取組を進めます。

○業務の平準化や教材・資料の共有化、学校行事の見直しを進めるなど、教職員の負担軽減に向けた取組の推進（学校教育課）

【現状と課題】

教職員の負担軽減に向けて、業務配分に配慮した校務分掌の決定やICT¹を活用した教材・資料の共有化を行っています。教育的意義等を考慮して、行事の精選を行っています。

【方向性】

- ◆特定の職員に集中しないよう業務の分担を平準化します。
- ◆教材・資料のデータ化を行い、共有化を図っていきます。
- ◆学校の実情に合わせ、行事の見直し等を行っていきます。

¹ ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technologyの略。国のGIGAスクール構想（※）に基づき、市内小中学校の全児童生徒にタブレット端末配置と、高速通信環境を整備し、学習で活用しています。学習活動の充実や、急速に変化する情報社会に求められる能力の育成に取り組んでいます。※GIGAスクール構想：GIGA=Global and Innovation Gateway for Allの略。子どもたち一人ひとりに合った学びの実現や、これまでの教育活動とともに情報通信技術を活用する取り組みです。

○教職員全員で取り組む不祥事防止対策及びモラルアップ委員会の充実

【現状と課題】

(学校教育課)

教職員の労働意識改革、意欲の向上、士気高揚、そして教育公務員としての自覚を促す組織としてモラルアップ委員会を設置し、活動しています。

各校のモラルアップ委員会代表者を中心に、全職員参加の研修を実施し、不祥事根絶のための標語の作成やレクリエーションを行うなどして、職員同士のコミュニケーションを図る取組を実施しています。全職員が不祥事防止研修をより自分事として捉えられるようにしていきます。

【方向性】

- ◆全職員参加のモラルアップ研修を行います。
- ◆各校の実践を共有することで、研修内容の充実に努めます。
- ◆中学校区を単位とした、小中合同の研修や年代別の研修を実施します。

重点施策 2. 子どもがいきいきと輝く学校づくり

小中一貫教育を推進し、地域全体で子どもの育成を図るとともに、子どもたちの主体性を重視した教育を推進し、確かな学力を育成します。

(1) 確かな学力の育成

子どもたちが生きて働く「知識・技能」、未知の状況に対応できる「思考力・判断力・表現力等」を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように授業改善の取組を活性化していきます。

○生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成（指導課）

【現状と課題】

各教科において言語活動の充実が図られ、思考力・判断力・表現力等の学力が向上しています。特に「学び合い」を取り入れた授業改善を推進することで友達と話し合ったり、協力し合ったりする力が身につけてきています。一方、自分の考えを積極的に発信することやプレゼンテーションをすることを苦手を感じる児童生徒が多くいます。教科等の横断的な学習を充実させることで、現代的な諸課題に対応するために求められる資質・能力を育成していくことが課題です。

【方向性】

- ◆小中一貫教育の観点で9年間の学びの連続性を踏まえ、指導力の向上を図ります。
- ◆教科等の横断的な学習を充実させることで、言語能力の確実な育成を図ります。
- ◆児童生徒の1人1台端末や学習支援ソフトを整備し、ICTを活用した指導法の研究を推進します。

- ◆教職員の校務を効率化し、生徒と向き合う時間を増やすことで、きめ細かな指導を行い、教育活動の質の改善を図るため、研修企画の充実やICT教育機器の整備・維持管理に努めます。

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進（指導課）

【現状と課題】

児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小中学校を中心に多くの実践を積み重ねてきました。さらに、これまで地道に取り組んできた結果、蓄積されてきた実践を基盤として、教育委員会主催の研修会や校内研修会への指導主事の派遣を通し、教職員の資質向上を図っています。

【方向性】

- ◆各教科において行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決に向けた学習など）の質を向上させるとともに、他者と関わり合い学び合う活動の充実を図ります。

○指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現（指導課）

【現状と課題】

少人数指導の充実、小学校における教科担任制の導入、Q-U検査^{II}（WEBQU）を活用した授業実践等、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫が行われています。全国学力・学習状況調査によると、学習に対する関心意欲は、全国平均とほぼ同程度ですが、より一層関心意欲を高める授業づくりが求められます。また、学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣を身に付けさせていく必要もあります。

【方向性】

- ◆アクティブ・ラーニングをはじめとした、多様な指導方法や学習形態の研究に取り組みます。
- ◆指導と評価の一体化の充実を図ります。
- ◆Q-U検査（WEBQU）の活用を推進し、安心して意欲的に学ぶことのできる学級集団づくりを目指します。
- ◆理数教育支援員及びICT教育支援員の活用を推進します。

^{II} Q-U検査（学級診断尺度調査）：Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。

○ICT環境の整備による学習の充実及び情報活用能力の育成（指導課）

【現状と課題】

児童生徒に1人1台端末の環境が整備され、授業改善が進んでいます。しかし、学校間や教員間のICT利活用状況や教員の指導力に差があるなどの課題もあります。ICTの活用に当たっては、教員が各教科等の特質に応じて、適切な学習場面でICTを活用した指導を行っていくことで、児童生徒の情報活用能力を育成していく必要があります。

【方向性】

- ◆PC等のハードウェアや学習支援ソフトを整備し、ICTを活用した指導方法の研究を推進します。
- ◆教員の研修会を実施し、ICTを活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、情報活用能力の育成に取り組みます。
- ◆児童生徒が日常的にICT機器を活用して学びの質を高めていくことができるようにします。

○ユニバーサルデザイン^{III}の視点による全員がわかる授業づくり（指導課）

【現状と課題】

小中一貫教育の推進においては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたカリキュラムを実施しています。さらに、全員が分かる授業を目指し、全ての子どもに対して、あると便利な支援を取り入れた授業づくりの工夫を進める必要があります。

【方向性】

- ◆ユニバーサルデザインの視点を持ち、全ての子どもに分かりやすい授業づくりのための校内研修に努めます。
- ◆各学校や教職員の実態に応じた経験年数別研修及び課題解決研修の充実を図ります。

○学級経営の支援（Q-U検査（WEBQU）の活用）と指導力の向上

【現状と課題】

（指導課）

団塊世代の経験豊富な教員の大量退職に伴い、若年層の教員が急増しています。また、子どもたちが自分たちで人間関係や学級集団をつくっていく力を育成していくことが課題となっています。Q-U検査（WEBQU）を活用し、教員の学級経営力を向上させることにより、児童生徒にとって居心地のよい学級をつくとともに、学級の状態に合った授業を行っていく必要があります。

III 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、全ての児童生徒が「楽しく分かる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。

【方向性】

- ◆「学級」の状態を客観的に把握する方法としてQ-U検査（WEBQU）を取り入れます。Q-U検査（WEBQU）の結果の活用の仕方について教員対象の研修会を実施し、結果から読み取れたことを日々の授業や学級経営の具体的な手立てにいかします。
- ◆教職員に対して、Q-U検査（WEBQU）後に活用調査を行い、学校に対して組織で分析することや活用を促します。
- ◆学校経営のあり方について、組織として検討し、対応できるよう学校へ指導・助言をします。

○児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進（指導課）

【現状と課題】

これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。また、各学校には、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善にいかすことが求められています。

I C Tの活用との往還的な学校図書館の活用の在り方についても模索していく必要があります。

【方向性】

- ◆市民図書館や各学校図書館と連携し、探求的な学習に対応する図書館資料の充実を図ります。
- ◆学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方を図ります。
- ◆学校図書館ガイダンスを全小中学校で実施し、I C T活用も踏まえた学校図書館の利活用を推進します。

○外国語・外国語活動における指導力の向上及びA L Tの活用（指導課）

【現状と課題】

現在、小学校3年生から6年生、全中学生が教員とA L T（外国語指導助手）による授業を週1時間受けています。教育委員会主催の中学校区ごとの小中交流授業の実施や担当者の研修会を開催することにより、教員及びA L Tの指導力向上に努めています。今後もA b i - E n g l i s hを活用し、我孫子の児童生徒の実態に合わせた指導体制の整備を十分に行う必要があります。

【方向性】

- ◆小学校の外国語必修化、教科化による児童たちの変化を分析し、A b i - E n g l i s hを改善することでより質の高い外国語教育の充実を図ります。

- ◆教員の指導力、ALTとのチームティーチングによる授業の質の向上を図る研修を充実させます。

(2) 心身ともに健康な児童生徒の育成

思いやりのある豊かな心を育むため、人権・人間尊重の精神や社会性を育む規範意識の醸成など、人間形成のための教育を推進します。また、健康管理の大切さを意識した健やかな生活を送ることができるよう、食育や健康教育の充実に努めます。

○思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道德教育の充実（指導課）

【現状と課題】

現在、小中学生の思いやりのある豊かな心を育むために、学習指導要領に準拠した道德教育や人権教育に関する授業を実施しています。また、小中学校教職員に対して、千葉県が主催する人権教育や道德教育に関する教職員研修への参加を呼びかけるとともに、教職員研修会を開催するなど、教職員の意識と指導技術の向上を図っています。今後も、現状の取組を継続し、更に推進していくことが求められます。

【方向性】

- ◆道德授業の充実を図るとともに、全教育活動を通じた人権教育及び道德教育を推進します。
- ◆小中一貫教育を中心に体験活動の充実を図ります。

○望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進（学校教育課）

【現状と課題】

児童生徒の朝食欠食や偏食、食事内容やマナー、睡眠時間、肥満・痩身傾向等の問題に対応するため、学校毎に「食に関する指導の全体計画」を作成し、計画に基づき食育を実施しています。また、A b i ☆小中一貫カリキュラムのA b i ーキャリアに食育を位置付け、市共通学習として、全ての小中学校で学習を実施しています。また、小中学校9年間で一貫した食育を実践するため、栄養士会が作成した「もりもりすくすく～食に関する指導のハンドブック～」を活用しています。さらに、農政課や生産者、農産物直売所、JA等の協力のもと、我孫子産の米や野菜を学校給食に導入して地産地消の観点から食育を推進しています。これらの取組により、小学校では様々な機会を通じてマナーや知識を習得させますが、保護者に対しても情報提供を行い、家庭の食事においても積極的に食育を推進するよう効果的な啓発活動が必要です。中学生は、自立に向けて自らの食生活を見直し、食に関する正しい知識習得と望ましい食習慣のための実践力や応用力を身に付ける必要があります。次に歯科保健については、小学校で、歯科衛生士による歯科健康教育を実施しています。全体的に、以前よりもむし歯は減少傾向にあります。歯肉に炎症がある児童

生徒の割合は少ないですが横ばい傾向です。また、各種健康診断を実施し、疾病の発見や身体の成長度合いを測るとともに、食生活・睡眠・生活習慣を考える機会としています。

【方向性】

- ◆食に関する指導體制を整備し、学校全体で食育に取り組みます。
- ◆給食を生きた教材とし、体験活動を取り入れた効果的な食育を推進します。
- ◆保護者や地域に普及啓発を図り、連携を強化して協力体制を構築します。
- ◆むし歯や歯周病予防のために、引き続き家庭・学校での歯磨きなどが必要であることを啓発します。
- ◆治療勧告を受けた児童生徒の受診率向上のために、保護者への意識啓発に努めます。

○心身の健全な発達を支える学校体育の充実（指導課）

【現状と課題】

現在、小中学生の心身の健全な発達を支えるために、学習指導要領に準拠し、計画的な体育科・保健体育科の授業を実施しています。体育の学習のみではなく、保健の学習も計画的に実施し、自他の心や体に関する正しい知識を身に付けさせています。また、教職員に対しては、千葉県及び我孫子市教育委員会の主催する体育研修への積極的な参加を呼びかけて、教員の指導技術の向上を図ります。今後も、現状の取組を継続し、更に推進していくとともに、小中学校体育連盟や関係機関と連携し、市内小中学校を対象に各種スポーツ行事等を支援しながら、子どもたちの運動への意欲を高め、体力や技能向上を図ります。

【方向性】

- ◆体力・運動能力調査の結果及び運動特性を踏まえた系統的な指導を行います。

○情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援（指導課）

【現状と課題】

日頃の音楽活動の成果を発表する機会として、年に一度、市内小中学校の音楽発表会を実施しています。また、主体性を育てるために、国語科等の学習を通して読書活動を推進することが有効といわれ、今後も子どもと本を結ぶ工夫が必要となります。

【方向性】

- ◆日頃の音楽活動の成果を演奏・発表することや、他校の発表を鑑賞し合い、その良さを互いに学び合うことで、音楽的情操を養います。
- ◆学校図書館・市民図書館連絡協議会を開催し、両者の連携をより積極的に図ることで、児童生徒の読書活動を活発にするとともに情操豊かな心の育成に適した書籍を学校図書館に置きます。

(3) 幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進

育ちと学びの接続を重視し、豊かな人間性や社会性を育むため、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携、小中一貫教育を推進します。

○幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる

「小1プロブレム^{IV}」の解消などに向けた幼保小連携の推進（指導課）

【現状と課題】

生活習慣や保護者、家庭の実態が大きく変化し、小学校入学の段階で、就学前に身に付けておくべき生活習慣が身に付いていない児童や周囲との意思疎通を苦手とする児童が増加しています。この現状を踏まえ、就学前、就学直後における接続を意識した指導が重要になってきています。また、異年齢の子どもと接することが少なくなりつつある現在においては、子ども同士の触れ合いの機会を意図的に設けることも重要です。

【方向性】

- ◆5つの地区（我孫子北地区、我孫子南地区、天王台地区、湖北・湖北台地区、新木・布佐地区）を中心に、近隣の学校・園同士の交流を深めるため、次の3つを意識して推進します。①子ども同士の交流②子どもと大人を交えた交流③大人同士の交流
- ◆年長の10月から小1の6月までの9か月間を対象とした「我孫子市幼保小連携・接続カリキュラム」をもとに、円滑かつ有意義な接続を具現化します。
- ◆我孫子市幼保小連携協議会推進委員会を開催し、幼保小が連携して教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、検討します。
- ◆子ども部保育課と共同事務局を構成し、連携を図ります。

○郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成を目指す、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進（指導課）

【現状と課題】

我孫子市では、『ふるさと我孫子』を愛し、誇りに思う子ども（郷土愛）「確かな学力を身につけ、夢を持ちチャレンジする子ども（未来を拓く力）」「自分に自信を持ち、自他を大切にする子ども（輝く心）」の育成を三本の柱として、小中一貫教育に取り組んでいます。各中学校区において義務教育9年間を見通した小中一貫教育ブランドデザインを作成し、我孫子市の小中一貫教育カリキュラム「A b i ☆小中一貫カリキュラム」を各学校の教育課程に位置付けて実施しています。また、小中一貫教育の推進の手立てとして「環境」「学習」「人」の3つの観点から小学校と中学校を繋ぎます。

^{IV} 入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月間継続する状態です。

【方向性】

- ◆中学校区で小中学校の接続を意識した環境づくりを推進します。
- ◆「A b i ☆小中一貫カリキュラム」の実施を通して、義務教育9年間を見通した教育活動を行い、郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成を目指します。
- ◆児童生徒や教職員の豊かな人間関係づくり、学校・家庭・地域との連携と協働を推進します。

○中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に活かした小中一貫教育の推進（指導課）

【現状と課題】

中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして、各中学校区の小中一貫教育グランドデザインを作成しました。このグランドデザインに沿って、各中学校区の児童生徒の実態や地域の特色を最大限にいかし、小中一貫教育の推進を図ります。また、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体的に推進し、学校・家庭・地域との連携と協働を進め、体験活動の充実を目指します。

【方向性】

- ◆各中学校区のグランドデザインに沿った特色のある小中一貫教育を進めます。
- ◆学校運営協議会で中学校区のグランドデザインの見直し、承認を行います。

○学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実（指導課）

【現状と課題】

子どもたちが将来社会人として自立していくための「生きる力」を身に付ける教育を義務教育段階から行う必要があります。子どもたちが自らのキャリア形成のために必要な汎用的能力を育むためのキャリア教育の充実に努めます。

【方向性】

- ◆A b iーキャリアにキャリア・パスポートを位置づけ、キャリア教育での活用を進めます。
- ◆職場体験学習や職業人講話集会等の学習活動を通して、適切な勤労観・職業観の育成を目指します。

(4) 地域に密着した学習の場の提供

郷土について学ぶ機会を充実するため、副読本の活用やA b iーふるさとカリキュラムを実施します。

○地域性をいかした学びの資源の活用（指導課）

【現状と課題】

我孫子市は都心から30km圏内に位置し、都心へのアクセスが便利な街です。一方、野鳥の宝庫でもある「手賀沼」や「利根川」に囲まれた自然豊かな街です。歴史は古く、港町や農作地として栄え、多くの文人にも愛されました。地域の資源をいかした学びで児童生徒を育みます。

【方向性】

◆フィールドワークや地域人材による地域学習を推進し、我孫子市の理解を深めます。

○ふるさと学習の推進（指導課・教育相談センター）

【現状と課題】

我孫子市は歴史的に多くの偉人を輩出してきました。江戸時代においては、幕府の事業として、手賀沼の大規模な干拓事業が行われ、また、明治時代から昭和初期には、都心に近く、風光明媚であったため、多くの文人墨客も移り住んでいます。郷土の誇りである歴史上の人物や我孫子の発展に貢献した人物に学ぶカリキュラムを作成し実施することで、「ふるさと我孫子」に対する興味関心や故郷を思う気持ちを高め、小中一貫教育が目指している郷土愛の育成を目指します。また、現在の我孫子市について学び、考えます。小中学生に議会制民主主義やまちづくりに対する関心を深めさせます。

【方向性】

- ◆副読本「わたしたちの我孫子」「ふるさと我孫子の先人たち」や学習図鑑「ふるさと手賀沼」を用いた授業を実施します。
- ◆A b iーふるさとの指導案を用いた授業を実施します。
- ◆A b iーふるさとの学習を通して、ふるさと我孫子を愛し、誇りに思う子どもの育成を目指します。
- ◆授業で活用できる郷土資料のデジタルアーカイブを構築するために、図書館と連携していきます。
- ◆小中学生の市に対する要望や意見などを今後のまちづくりの参考にするため、子ども議会を隔年開催します。

(5) 地域とともにある学校づくり

学校と地域の連携・協働を進めるため、市内の全小中学校に置かれている学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進を図るとともに、行政や地域の社会教育団体・施設等とのネットワークを構築し、学校教育を地域全体で支える仕組みづくり、学校を核とした地域づくりを推進していきます。

○コミュニティ・スクール(学校運営協議会^Vの設置)による学校と地域との連携・協働体制の構築(指導課)

【現状と課題】

令和4年4月に全ての小中学校に学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針、中学校区の小中一貫教育基本方針(グランドデザイン)の承認や、子どもたちの学びの充実や学校教育の課題解決等に向けて協議を行っています。学校運営協議会と地域学校協働本部が連携し、学校と地域との連携・協働体制の構築を進めています。

【方向性】

- ◆地域学校協働活動推進員を学校運営協議会委員とすることで学校運営協議会と地域学校協働本部との一体的推進を図ります。
- ◆中学校区で合同学校運営協議会会議を実施し、小中一貫教育基本方針(グランドデザイン)のもとに、小中一貫教育との一体的推進を図ります。

○地域学校協働活動推進事業^{VI}の充実(指導課)

【現状と課題】

地域学校協働本部のコーディネートにより、地域ボランティアによる授業支援、長期休業等の学習会支援、部活動補助、図書の整理や読み聞かせ、花壇や樹木の整備などの環境整備、学校行事の準備・運営支援など、学校の教育活動を支援するとともに、地域の教育資源とのネットワークを構築し、地域全体で学校教育を支える仕組みづくり、学校を核とした地域づくりを進めています。

【方向性】

- ◆地域学校協働活動推進員を各校に配置し、学校運営協議会委員に含めることで学校運営協議会との一体的推進を図るとともに、中学校区での情報共有を進め、小中一貫教育との一体的推進にも着手していきます。

^V 平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「地域学校協働活動事業」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。

^{VI} 地域学校協働活動推進員を中心とする「地域学校協働活動本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うとともに、学校を核とした街づくりのためのネットワークを構築するものです。

- ◆定期的にボランティアを行っている教育活動推進員を活用し、授業支援や児童生徒の学習支援を積極的に進め、学力の向上を目指します。

○地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援の推進

【現状と課題】

（指導課）

我孫子市と川村学園女子大学・中央学院大学・聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部の連携協定に基づき、市内小中学校における学習支援を始めとした教育活動支援のため、学生ボランティアの活用を推進しています。また、市内高等学校とも連携し、我孫子高等学校(教員養成コース)や我孫子東高等学校の生徒による学習支援ボランティア活動も実施しています。

【方向性】

- ◆児童生徒への学習支援については、授業に加え、放課後や長期休業等での学習会支援を積極的に進めていきます。
- ◆市内各校に加え、市外の大学とも連携できる可能性を模索していきます。

○中学校部活動における地域人材を活用した部活動指導員の配置（指導課）

【現状と課題】

今まで外部指導者として活動されていた方を中心に、部活動指導員を配置しています。部活動ガイドラインの中に部活動指導員を位置づけ、顧問と同様の職務を担うことができるようにしています。

【方向性】

- ◆専門性の高い実技指導を行うことで生徒の技術力向上を図ります。
- ◆教職員と部活動指導員とで連携し、活動の計画や事故対応、生徒指導などに円滑な対応ができるように進めていきます。

(6) 長期欠席児童生徒対策事業の強化

不登校児童生徒の「多様な学びの場」、「最適な学びの場」と「安全で安心な居場所」づくりを推進していきます。学校を中心にあらゆる関係機関同士が連携することで、不登校児童生徒の社会的自立を手助けしていきます。

○不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化

【現状と課題】

(教育相談センター)

本市では、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しています。(表3)
不登校児童生徒の教育機会が失われないよう、教育支援センター及び校内教育支援センターを設置し、多様な学びの場の確保に努めています。また、心の教室相談員を市内全小中学校に配置し、児童生徒、教員及び保護者の相談を受けています。(表4)心の教室相談員が在宅訪問指導員を兼務して、市内小中学校在籍の長欠児童生徒宅を訪問し、教育相談活動を行っています。教育相談センターでは、各担当者に対して研修会を実施し、相談援助のスキル向上を図っています。

【方向性】

- ◆すべての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、多様な学びの場を確保します。
- ◆心の教室相談員兼在宅訪問指導員が児童生徒の相談に適切に応じ、悩みの解消を図り、楽しい学校生活が送れるようにします。
- ◆長欠対策連絡協議会等を充実させ、小学校と中学校の円滑な接続や学校と関係機関との連携をさらに強化します。

表 3

長欠及び不登校児童生徒の推移

長欠児童生徒の状況（人）						長欠30日以上のお欠席理由（人）					
欠席日数	学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	理由	学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30日～49日	小	32	21	26	54	病気	小	13	4	9	9
	中	26	24	32	35		中	26	29	47	8
計		58	45	58	89		計	39	33	56	17
50日～99日	小	30	27	31	32	経済的理由	小	0	3	0	0
	中	51	45	64	59		中	0	0	0	0
計		81	72	95	91		計	0	3	0	0
100日～	小	27	29	38	39	不登校	小	42	47	67	98
	中	89	107	129	164		中	136	141	172	240
計		116	136	167	203		計	178	188	239	338
30日以上計	小	89	77	95	125	その他	小	34	23	19	18
	中	166	176	225	258		中	4	6	6	10
	計	255	253	320	383		計	38	29	25	28

長欠率（％）					
	学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30日以上	小	1.4	1.3	1.6	2.2
	中	5.2	5.7	7.5	8.8

不登校率（％）					
	学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30日以上	小	0.7	0.8	1.2	1.7
	中	4.3	4.6	5.7	8.2

表 4

心の教室相談員配置数及び年間相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心の教室相談員配置数	19人/19校 (1校に1人)	19人/19校 (1校に1人)	19人/19校 (1校に1人)	18人/19校 (1人は2校を担当)
年間相談総数 (延べ件数と延べ人数)	5,912回 12,231人	6,367回 10,769人	6,312回 9,803人	5,504回 9,346人

○我孫子市教育支援センター（かけはし・ひだまり）の機能強化

【現状と課題】 （教育相談センター）

教育支援センター（かけはし・ひだまり）には、子どもたちが、社会的自立を目指して通級しています。（表5）

教育支援センターコーディネーターは、学校、校内教育支援センター、教育相談センター相談員、関係機関等との適切な連携をしながら、支援体制の充実に努めています。また、教育支援センター指導員は、登室している児童生徒に対して、小集団活動の助言・援助、学習支援などを行っています。

【方向性】

- ◆不登校の要因が複雑になる中、学校と心の教室相談員、教育支援センター職員（校内教育支援センター含む）、関係機関等の連携を密にし、児童生徒を支援します。
- ◆自分の存在意義を認めるとともに、自分の存在価値に気づけるような体験活動や学習を計画し、実行します。
- ◆学校と同等の教育が受けられるよう教育体制を整備します。

表5 教育支援センター在籍児童生徒数（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	16	25	26	28
中学校	28	30	52	72
計	44	55	78	100

○校内教育支援センターの充実（教育相談センター）

【現状と課題】

多様な学びの場を確保するため、校内教育支援センターを市内全中学校6校、小学校3校に配置しています。

【方向性】

- ◆教育支援センター（かけはし・ひだまり）や心の教室相談員と連携を図り、児童生徒への支援と教育相談の充実に努めていきます。また、校内教育支援センター未配置の小学校についても順次配置し、市内全校設置に努めます。

○自立と社会参加を目指した支援体制の整備（教育相談センター）

【現状と課題】

その子がその子らしくすこやかな育ちをしていけるように、教育相談センターでは、相談員3名で個別相談を行っております。必要に応じて授業観察、知能検査、教職員への助言を行っております。相談内容によっては、医療機関・児童相談所との連携も行っております。しかしながら、相談員の人員不足が目下の課題となっております。

【方向性】

◆今後も、学校と医療機関・児童相談所・関係機関と連携しながら、相談員の専門性をいかし、子どもや保護者に寄り添いながら支援を続けていきます。また、相談員の人員確保に努めていきます。

（7）いじめ・非行防止対策

子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境をつくるため、学校、市ほか関係機関と連携しながら、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組を進めます。また、少年の非行を防止するため、PTAや少年指導員、防犯協議会などと連携して街頭パトロールを実施するとともに、非行防止に関する情報を積極的に提供していきます。

○我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消（指導課）

【現状と課題】

いじめの未然防止のための取組として、学校における道徳教育、人権教育、人間関係づくりプログラム等を実施するとともに、いじめの早期発見の手立てのひとつとして、児童生徒に対して「いじめについてのアンケート」を年2回実施しています。教職員、保護者、地域の方が日頃から児童生徒の様子の観察に努め、いじめを積極的に認知し、それを確実に解消していくことが重要と捉えています。いじめが外から見えにくいものであることを踏まえ、それをどう認知していくかが課題です。

【方向性】

- ◆「我孫子市いじめ防止対策推進条例」及び「我孫子市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策を総合的に推進し、健全な心身の成長及び人格の形成に努めます。
- ◆各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止のための組織を機能させ、全教職員による組織的な対応をします。
- ◆課題に対して、迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能の充実に努めます。

○学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実（指導課）

【現状と課題】

「我孫子市いじめ防止対策推進条例」に基づき、「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会」、「我孫子市いじめ防止対策委員会」を設置しています。「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会」では、関係機関との連携強化を図り、「我孫子市いじめ防止対策委員会」では、いじめ防止対策についての情報共有や評価・改善等の協議を行っています。また、いじめに関する相談窓口として、我孫子市教育相談センターへの来所相談のほか、同所内に「悩み相談ホットライン(電話・メール)」を設置し、専門の相談員が対応しています。児童生徒に対して、この相談窓口の更なる周知を図る必要があります。

【方向性】

- ◆学童保育室、福祉機関や医療機関、民生委員・児童委員、人権擁護委員協議会、弁護士、児童心理の学識経験者等と連携した取組を推進します。
- ◆児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりを進めるとともに、学校以外の相談窓口の啓発活動を継続的に行い、周知を図ります。

○街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による少年の非行防止活動の推進（指導課）

【現状と課題】

少年の非行防止や犯罪被害の未然防止を図るために、PTAや少年指導員、防犯協議会などと連携して、不審者情報の発信や街頭パトロールを実施しています。また、ネットいじめやネット上の問題行動に対応するため、学校での情報モラル教育の充実を図るとともに、千葉県と連携してのネットパトロール^{VII}を推進します。

【方向性】

- ◆ホームページや広報紙「きずな」等による広報啓発活動を進めていきます。
- ◆学校・関係機関から寄せられた情報（不審者などの報告）の共有化を図り、素早く各学校への不審者情報の配信を行います。
- ◆「こども110番の家」は、子どもたちの安全・安心のために、子どもたちの避難場所として設置し、各家にパネルを掲げています。何かあった時に子どもたちが安心して避難できる場所として、更に活用の充実を図ります。

VII 千葉県では平成23年度から、我孫子市でも平成24年度から青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施し、青少年の利用頻度が高いサイトを監視することで、その防止に努めています。

○警察・生活安全関係機関との連携強化（指導課）

【現状と課題】

年に3回「学校警察連絡協議会」を開催しています。ここで、我孫子警察署生活安全課及び交通課、東葛地区少年センターからの情報提供を受けるとともに、学校と警察の情報共有を行っています。また、この開催日に合わせて「市内小中高特別支援学校生徒指導担当者研修会」を実施し、少年非行防止や健全育成についての知識を深めています。

【方向性】

- ◆非行防止や健全育成に向けて迅速な対応を図るため、学校警察連絡協議会や生徒指導担当者研修会を通して、我孫子警察署生活安全課及び交通課と情報を共有し、学校と警察、学校間の連携強化を図ります。
- ◆非行問題や健全育成を阻害する問題が発生した場合は、学校警察連絡制度を通して、学校と警察が連携し、問題解決に向けて迅速な対応を図ります。

重点施策3. 子どもの成長に応じた発達への支援

児童生徒が自分らしい学校生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

（1）一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制の構築

子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、教育相談、特別支援教育の充実等、きめ細かな支援体制の構築を図ります。

○就学支援の充実（教育相談センター）

【現状と課題】

児童生徒の適正な就学を推進するため、医師代表、小中学校長代表、保健主事代表、特別支援学級担任代表、児童相談所職員、特別支援学校等職員、福祉関係職員で組織する教育支援委員会において、教育学・医学・心理学等の専門家と連携し、適正就学の判断を行っています。

【方向性】

- ◆関係諸機関との連携を密にするとともに、教育支援委員会において適正就学にむけた保護者への助言を行います。

○個々に応じた教育体制の整備（教育相談センター・学校教育課）

【現状と課題】

市内の全小中学校を教育相談センターアドバイザー、我孫子特別支援学校コーディネーター、湖北特別支援学校コーディネーター等で巡回し、児童生徒の実態把握を行っています。また、小中学生が居る家庭で、経済的理由から就学費用の支払が困難な保護者に対し、就学費用の一部を援助します。

【方向性】

- ◆教育相談センターアドバイザー事業等を通して、児童生徒の支援の充実及び特別支援コーディネーターを核にした校内支援体制の充実・強化に努めます。
- ◆児童生徒及び学級集団への指導・支援が適切かつ効果的に行われるよう、学級支援員の適正な配置・確認を行うとともに、個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用を図ります。
- ◆学校を通じて全児童生徒に就学支援（就学援助）のお知らせを配布し、漏れがないよう周知します。
- ◆年間を通して随時、就学支援（就学援助）に対する相談や申請を受け付けています。

（２）教育相談・支援体制の充実

子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、療育・教育システムの構築に寄与しながら、特別支援教育の充実、学校支援体制の強化に努めるなど、教育相談・支援体制の充実を図ります。

○教育相談を充実させるシステムの構築（教育相談センター）

【現状と課題】

市内の小中学校児童生徒の教育に関する保護者からの相談（不登校・発達・学習の遅れ・性格行動等）をケースワーカー、教育相談員が受けています。教育相談員の慢性的不足が課題です。

【方向性】

- ◆必要に応じて相談を受け、助言するとともに、学校や医療・福祉等の関係機関と連携して、子どもが個性を尊重されながら豊かに生活できるよう支援に努めます。
- ◆教育相談員を定数確保して、保護者や子どもの相談に遅延が生じないよう努めます。

○帰国・外国人児童生徒への支援体制の整備（教育相談センター）

【現状と課題】

市内に日本語を理解することが困難な児童生徒が増加しています。これらの児童生徒が不安なく日常生活や学校生活を送れるよう、市から派遣される通訳の支援員や我孫子市国際交流協会から派遣される日本語指導者による支援事業を行っています。

【方向性】

- ◆支援を要する児童生徒の増加に対応するため、通訳の支援員や日本語指導者の人員の確保に努めます。
- ◆児童生徒が基本的な学習内容を理解できるまで支援を継続することができるよう、支援計画と指導内容の改善を図ります。

（3）特別支援教育の推進

特別支援教育を推進するため、各学校の支援体制や特別支援教育に関する正しい理解を広めるための取組を進めます。また、支援が必要と思われる児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、社会的自立に向けて適切な支援を行えるようにします。

○一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進（教育相談センター）

【現状と課題】

子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、学級支援員派遣事業、教育相談センター巡回事業、教育相談・発達相談事業、教育相談センターアドバイザー事業などを推進することにより、教育相談・支援体制の充実を図っています。（表6）

今後、さらに特別支援教育を充実させ、全ての子どもたちの困難さを軽減できるよう支援し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を推進します。

【方向性】

- ◆教育相談センターアドバイザーや千葉県アドバイザーが児童生徒の学校での様子を観察し、指導・助言を行います。
- ◆年2回、市内全小中学校を巡回訪問し、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や指導上のアドバイス、学級支援員の活用状況等を確認します。
- ◆市内全小中学校に学級支援員を配置し、特別に支援を要する児童生徒が学校生活における困り感を軽減できるよう支援します。
- ◆保護者や児童生徒の悩みに応じて、教育相談員やケースワーカーが個別面談や心理発達検査を含めたアセスメントを実施し、適切な支援を通じて、学校生活における困難さを軽減できるよう支援します。

表 6 我孫子市特別支援教育関係推移

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学校	小・中合計		小・中合計		小・中合計		小・中合計	
特別支援学級(言語含)の 推移(在籍人数)	372	113	399	112	407	138	415	143
	485		511		545		558	
学級支援員配置(数)	55	17	54	17	56	20	62	16
	72		71		76		78	
個別の支援計画/ 指導計画(作成人数)	593	160	639	220	684	238	653	257
	753		859		922		910	
教育相談センター アドバイザー派遣数(回)	201	69	182	44	108	43	67	12
	270		226		151		79	
校内委員会への アドバイザー出席数(回)	8	15	1	20	1	29	0	1
	23		21		30		1	

○特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実(教育相談センター)

【現状と課題】

年間を通じて特別支援コーディネーター研修会(2回)、MIIM活用研修会(2回)、学級支援員研修会(1回)を開催し、特別支援教育についての理解を深めるとともに、指導力向上を図っています。今後、校内委員会の機能をさらに充実させ、関係機関や学校とも連携して、支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育ニーズに対応した校内支援体制づくりを支援していく必要があります。

【方向性】

- ◆校内研修の充実や外部研修等の活用を推進し、全ての教員の特別支援教育についての理解をさらに深めるとともに、指導力向上に努めます。
- ◆特別支援教育コーディネーターとの連携を中心に、教育相談センターアドバイザーが学校支援を行うことにより、校内支援体制の充実に努めます。
- ◆児童生徒一人ひとりの困難さの内容や程度を的確に把握し、その教育的ニーズに応じて適切な支援を提供できるよう、校内体制を整備するとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用の充実に努めます。

(4) 子ども部及び健康福祉部との連携強化

子どもの健やかな成長のためには、行政と地域社会が一体となり、継続して、社会全体で子育てや子育てを支援していく必要があります。教育委員会、子ども部、健康福祉部において、今後もより密接な連携強化を図っていきます。

○療育・教育システムの充実と切れ目のない支援(こども発達センター)

【現状と課題】

こども発達センターと教育相談センターを中心に、関係機関が連携を図り「気になる段階」からの発達を支援しています。

障害の重度化や多様化などにより、発達に支援が必要な子どもとその家族の多くは、不安や負担感を抱えています。発達に支援が必要な子どもが、家庭や地域で健やかに成長していくために、関係機関との連携を深め、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実が必要です。

【方向性】

- ◆発達に支援が必要な子どもに対して、保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、一貫した支援体制の充実を図るために、療育・教育システム連絡会と6つの作業部会を活用していきます。

○児童虐待の早期発見や児童生徒の自殺防止対策等についての連携強化

【現状と課題】

(子ども相談課・社会福祉課)

子どもの虐待、いじめ、不登校等子どもに関するあらゆる相談について、学校や教育委員会のほか、関係する機関と連携をとりながら対応しています。子ども虐待の防止活動では、年4回開催される子ども虐待等防止対策地域協議会の実務者会議を中心に、関係機関との連携、情報収集及び共有を図り、適切な援助活動に努めています。また、自殺予防対策に関わる関係機関及び団体等で構成する「我孫子市自殺対策協議会」を設置し市の自殺対策に取り組んでいます。誰もが、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、家庭・地域・NPOなどの市民団体や学校・専門機関等様々な分野の人々や組織が連携し、生きることの包括的な支援を推進していくことが必要です。

【方向性】

- ◆児童虐待等の早期発見と子ども自身や子育てをする保護者が抱える様々な悩みと不安に対応するため、児童相談所や警察、学校、教育委員会等、子どもに関わる機関との連携を強化し、各機関の役割や機能を十分活用した援助活動を実施します。
- ◆第2期自殺対策計画（2024年～2028年）を策定し、現状の把握と分析をさらに進め、効果的に自殺対策の施策を展開します。
- ◆悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞き、必要な支援に繋げるゲートキーパーの養成と啓発を図ります。
- ◆市内の小学6年生から中学3年生に対してメンタルヘルスに関するパンフレットを配布し、思春期にかかりやすい精神疾患や症状、SNS等でも気軽に相談ができる窓口を案内します。

基本目標Ⅱ

市民が地域の自然や文化に愛着を持ち、豊かな人生を送ることができる環境づくりの推進

地域の自然や文化に関心を高め、郷土愛を深めていけるよう、生涯学習活動を支援するとともに、市民一人ひとりが健やかで心豊かな人生を送れるよう、市民と行政の協働により市民が主役の生涯学習を推進します。

重点施策 1. 生涯学習環境の充実

市民一人ひとりがいつでも、どこでも学べるように、学習機会の充実を図ります。また、学習で得た知識を社会にいかし、まちづくり活動へと発展していくよう支援します。

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

市民が学びたいときに学ぶことができるよう、図書館や鳥の博物館、白樺文学館などの学習事業や公民館の学級・講座、生涯学習出前講座の拡充などにより、学習機会の充実に努めます。

○公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実（生涯学習課）

【現状と課題】

感染症等の影響に伴い公民館利用者数が減少した年もありましたが、公民館の学級・講座については、社会状況の変化にあわせた見直しを行うとともに、市民の様々な学習ニーズに対応できるよう、学習内容の充実を図ります。（表7）

また、生涯学習出前講座を通じて、市民の自主的・主体的な学習を支援します。

【方向性】

- ◆市民が自主的に学べる機会を提供します。
- ◆時代の変化や市民ニーズにあった学級や講座を実施します。
- ◆地域課題を把握し、講座内容に反映させます。

表7 公民館利用状況（人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公民館利用者数	195,961	196,280	66,975	116,240	175,123
生涯学習出前講座利用者数	3,355	3,199	721	1,134	1,620

○鳥の博物館の教育普及活動の拡充（鳥の博物館）

【現状と課題】

鳥の博物館では、来館者が解説を読んで学習できるよう、様々な展示（常設展示、企画展示）を行っています。また、市民スタッフ（展示交流スタッフ）を館内に配置し、来館者からの質問に対する対応や来館者との交流を図ることにより、ホスピタリティのある博物館を目指しています。この他にも、団体予約客に対する展示の解説、土日のガイドツアー、ワゴントークなどを行い、様々な方法で学習機会を提供しています。一方、鳥の博物館の常設展示は、平成2年の開館以来、展示リニューアルを行っていないため、情報が古くなっている部分があります。今後は、展示や施設設備等の更新に向けて、令和5年度に設置した我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会のなかで、適切な運営及び活用についての検討を進め、来館者のニーズに対応した施設としていく必要があります。

【方向性】

- ◆常設展示は、新たな標本や資料を加え、パンフレットを作成します。また、来館者のニーズに対応した展示となるよう展示内容の充実を図ります。
- ◆企画展示は、「鳥の科学」「地域の鳥と自然」「人と鳥」に関するテーマで、子どもから大人まで理解できる分かりやすい内容で実施します。
- ◆学芸員や市民スタッフ（展示交流スタッフ）による展示解説、ガイドツアー、ワゴントーク等を行い、学習機会の充実に努めます。
- ◆我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画の策定に向けて、市民参加のもと、幅広い視点から検討を進めます。

○図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進（図書館）

【現状と課題】

市民が、我孫子を知り、郷土への理解を深めるために、他部署と連携しながら、郷土・行政資料を継続的に収集・保存し、定期的に講座・講演会等を開催しています。また、多くの市民に本や図書館に関心を持ってもらえるよう、小学校や市内団体への貸出を行い、図書館市民スタッフと協働しながら、講座や講師派遣を実施しています。図書館から離れた地域に住む市民へのサービスとしては、移動図書館車の巡回や近隣センターでの予約資料の受取、行政サービスセンターでの返却資料の受付を実施し、通常の活字による読書が困難な方には、宅配・郵送・対面朗読等を行っています。今後は、これらのサービスを維持するとともに、生涯学習機会の充実や市民の読書活動を推進していく必要があります。

【方向性】

- ◆他の図書館や関連機関と連携協力し、市民の調査研究を援助します。特に市役所の他部署・他施設とは、行事や企画のPR・展示、我孫子市の関係資料の収集・保存・提供などにおいて連携を強化し、相互に利用者の拡大を図ります。

- ◆障害の有無にかかわらず、誰もが読書活動を行うことができるよう、市民団体や関係各課と連携し、読書バリアフリーの観点を持って、視覚障害者等の読書環境の整備を進めます。
- ◆事業を効果的に提供するため、市民スタッフを含め、関連部署・地域の団体との連携を図ります。
- ◆館内でのインターネット環境を整備するとともに、電子図書館の導入により市民の利便性の向上を図ります。
- ◆利用者への情報提供は、ホームページやSNSを積極的に活用していきます。

○移動図書館車の積極的な活用（図書館）

【現状と課題】

市内3地区にある図書館から離れた地域に住む市民（主に高齢者や、乳幼児連れの親子）へのサービスとして、移動図書館車が市内14ステーションを定期的に巡回し、図書の貸出・返却・予約サービスを行っています。また、校内児童や教員を対象とした市内小学校への巡回を実施し、子どもたちに学習の機会を提供しています。

【方向性】

- ◆ステーションの利用人数等を参考にしながら、ステーションの適正な配置と見直しを常に行い、利用者の拡大を図ります。
- ◆図書館への来館が困難な市民が図書館資料を利用できる機会を提供します。また、高齢者施設等への貸出やリサイクル資料の配本を行います。
- ◆市内小学校への巡回を継続し、子どもたちの学習活動・読書活動を支えます。

（2）人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

市民の学習活動がまちづくり活動として発展していくよう、市民ニーズの高い社会や地域の課題などをテーマとした学習事業を実施します。また、まちづくりを担う人材が育つよう、市民の自主的な学習活動を支援します。

○時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供（生涯学習課）

【現状と課題】

少子高齢化や地域課題の多様化などにより、市民を取り巻く社会は、急速に変化しています。生涯を通して、学び続けられる学習環境の実現に向けて、時代の変化にあわせた学級や講座内容の見直しと、地域の課題に対応した学習について充実を図っていく必要があります。

【方向性】

- ◆市民の学習活動がまちづくり活動として発展していくよう、市民ニーズの高い社会や地域の課題などをテーマとした学習事業を実施します。

○学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用（生涯学習課）

【現状と課題】

公民館学級では、市民が地域活動を始めのきっかけづくりとして、多くの講座を実施しています。長寿大学や熟年備学は、高齢者の方々がより身近に学習の機会が得られるよう仲間とともに楽しく学ぶ公民館講座となっており、学んだ成果をいかし、社会や地域に還元できるよう学習活動を展開しています。今後も、学んだ成果を社会や地域に活かせる人材を発掘・育成し、まちづくりに繋がるよう努める必要があります。

【方向性】

- ◆長寿大学や熟年備学では、引き続き、地域に関わる人材の育成に繋がるカリキュラムを実施します。
- ◆学びを通して「地域との出会い」のきっかけづくりをします。

（3）学習施設の整備・充実

学習拠点施設の整備を計画的に進めるとともに、公民館や図書館、鳥の博物館、白樺文学館などの施設や学校施設など既存施設の有効活用を推進し、学習する場の充実を図ります。

○公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

【現状と課題】

（生涯学習課・図書館・鳥の博物館）

市民の生涯学習に対する意欲はますます高まっており、地域における学習拠点、活動拠点として身近な場所で学ぶことができるこれらの施設は、大きな役割を果たしています。一方で、どの施設も開館から長期間経過し、老朽化が進んでいることから、適正な維持管理及び計画的な修繕を行っていく必要があります。また、市民の学びやすさや利用しやすさという視点に立って、施設の有効活用や機能の充実を図ります。図書館湖北台分館については、開館から40年が経過し、老朽化が進んでおり、運営手法について検討していくことが課題です。

【方向性】

- ◆「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、適正な維持管理、計画的な修繕を行います。
- ◆図書館湖北台分館は、老朽化にともない運営手法を見直していくとともに、「湖北台地区公共施設の整備方針」第2期整備での検討も行っていきます。

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

市民の学習活動を活発にするため、市が行う生涯学習関連事業の体系化や事業内容の充実、情報の共有化などを進め、生涯学習振興に関する教育施策を総合的に推進します。また、学習に関する情報提供、相談体制の充実を図るとともに、他の自治体や市民団体、大学、研究機関、企業などとの連携を強化し、市民の学習活動を支援する体制を整備します。さらに、専門的な技術・経験・知識を持つ市民を講師として登録し、学習活動にいかしていきます。

○生涯学習推進計画に基づく施策の推進（生涯学習課）

【現状と課題】

加速する少子高齢化、情報化等により社会情勢は大きく変化し、個々の生き方や価値観、学習ニーズはますます多様化・高度化しています。また、家庭や地域の教育力の低下や人間関係の希薄化などが問題視されており、市民の主体的な学習活動を通して、相互理解を深め、新たな人間関係づくりに繋げることが重要です。こうした状況の変化や課題に柔軟に対応するために、学習の成果を人づくりやまちづくり活動へといかすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。生涯学習をめぐる背景を踏まえ、生涯学習推進計画の基本方針である“学び、活かし、つながるまち 我・孫・子”の実現のため、生涯学習施策を推進します。

【方向性】

- ◆市民一人ひとりの学ぶ気持ちを応援し、学習の情報提供や学習の場を提供します。
- ◆学習の成果をまちづくり活動などにいかす仕組みの充実を図ります。
- ◆生涯学習推進計画実施計画に基づく事業の進行管理として、実施状況調査を行います。

○生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実（生涯学習課）

【現状と課題】

広報あびこ、ホームページなどにより、多くの情報が発信されていますが、一方的な情報提供では必要な情報が探しにくく、学習に結びつかないことがあります。効率的に公民館情報を発信するために、従来の情報紙やチラシの他、SNS等を利用した情報発信の充実など、多様な情報提供の手段を整備する必要があります。また、生涯学習に関するニーズは多種多様であり、相談内容も幅広い分野にわたります。このようなニーズに的確に対応できるよう、相談に関わる職員や関係者の知識・技能・経験の向上を図るとともに、関係機関同士の連携を強化していくことが課題です。

【方向性】

- ◆我孫子市のFacebook、X、LINEなどを積極的に活用し、市民が情報を取得しやすいよう学習情報の収集と提供の充実を図ります。
- ◆市民の学習活動を活発にするため、様々な学習活動団体や関係機関が相互に連携する仕組みをつくり、活動を支える体制を整えます。
- ◆生涯学習についての相談に適切に対応できるよう、相談に関わる職員の知識と能力の向上を図り、学びに繋げるための各相談機関の連携を強化します。

○市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化（生涯学習課）

【現状と課題】

公民館事業や生涯学習推進事業は、市民活動団体やNPO法人、市内高校・大学などとの連携により実施しています。今後も関係機関との連携を深め、地域のネットワークを活用し、生涯学習推進体制を構築します。

【方向性】

- ◆多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、市民団体やNPO法人、学校、企業等との連携を強化し、市民の学習活動を支援する体制の充実を図ります。

○生涯学習ボランティアの育成・活用（生涯学習課）

【現状と課題】

文化・芸術・教養・スポーツ等の分野において、専門的な知識、技能、経験などを持った市民の方が、ボランティアとして生涯学習出前講座市民講師の登録を行い、活動しています。多様化する利用者のニーズに応えるため、登録者を増やす必要があります。

【方向性】

- ◆市民講師の活動の場を増やすため、情報発信の充実を図ります。
- ◆出前講座の市民講師の登録者数を増やします。

○子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進（図書館）

【現状と課題】

子どもの読書離れを防ぎ、全ての子どもが自主的に読書活動を行えるよう、学校や学校図書館との連携と支援を続けています。また、毎年、学校図書館・市民図書館連絡会議を開催し、課題等を協議するとともに、子どもたちの図書館見学や職場体験、移動図書館車の学校への巡回等を通して、図書館利用を促進しています。今後も継続して子どもの読書環境を整え、生涯にわたる学習習慣を支援していくため、令和6年度から5年間の我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）を推進します。

【方向性】

- ◆「我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）」をもとに、関係各部署と連携しながら、子どもの読書活動を推進します。特に、学校図書館との連携を進め、学校図書館の支援センター機能充実を目指します。
- ◆団体貸出や良書の紹介、調べ学習への支援等は継続して行い、学校教育課や指導課との連携を進めます。
- ◆乳幼児期から本に親しめるよう引き続き保育園・幼稚園・保健センターなどと連携していきます。
- ◆図書館見学や職場体験等は、将来の図書館利用や生涯学習へと繋げるため、今後も積極的に受け入れます。

重点施策 2. 歴史文化財の保存・継承と文化の振興

市民の自主的な文化芸術活動と伝統文化の継承を支援し、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備します。また、市民に受け継がれてきた歴史文化財の保存と活用を図ります。

（1）文化芸術活動への支援と環境整備

市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、共催・後援事業の拡充を図ります。また、活動や発表の場を提供するため、既存施設の効率的利用を一層進めるとともに、幅広い年代の市民が文化芸術に親しみ、参加できるよう、市民ニーズに応じた支援や情報発信の強化、鑑賞機会の充実を図ります。

○後援等の事業による文化芸術活動の充実（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

市内では、文化芸術団体を中心に活動が積極的に行われています。また、文化芸術団体を中心に企画・運営する事業も展開されています。市民の自主的な文化芸術活動をさらに推進していくためには、活動団体の様々なニーズを把握し、活動や発表する機会の充実と情報発信の強化が必要となります。

【方向性】

- ◆市民の自主的な活動を促進するため、後援等を通じて活動を支援します。
- ◆団体の活動がさらに充実するよう、国、千葉県及び文化財団等からの文化芸術に関する情報の提供を行います。

○既存施設の効率的利用の促進（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

市内には、市民会館のように大きな活動施設がありませんが、文化芸術活動団体は、活動する場を求めています。市民が積極的に文化芸術活動できる場所の提供が必要となります。

【方向性】

- ◆市内の既存施設の情報を発信し、効率的な利用を促します。

（２）新たな文化芸術活動の創出

幅広い年代の市民が新たに文化芸術に親しめるよう、イベントや活動団体の情報を広く発信するとともに、文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実を図ります。また、様々な分野で我孫子の自然や風土をいかした新たな文化芸術活動が生まれるよう、個人や団体への支援に努めます。

○文化芸術活動や団体に関する情報の発信（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

文化芸術活動団体は、市内を中心に練習や発表会を行っています。これらの情報発信は、これまでは、市広報やホームページ、チラシ、ポスターがほとんどです。新たに文化芸術に親しむ市民が増えるように、情報発信の仕組みを検討する必要があります。

【方向性】

- ◆充実した情報を発信できるようメディアやSNS等を活用した情報発信を積極的に行います。

○文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

市民が文化芸術にふれる機会や参加する機会として、イベントやコンサート等を開催してきました。また、めるへん文庫事業のように、子どもたちを対象とした事業も展開しています。市民の自主的な文化芸術活動を促進するためには、幅広い年代の市民が新たに文化芸術に親しむことができるよう、市民の関心を集めていく必要があります。

【方向性】

- ◆多くの市民が文化芸術にふれる機会や参加する機会として、市民文化祭の開催やめるへん文庫事業等を継続していきます。
- ◆文化芸術団体と協力して、市民ニーズに沿ったイベントや講座などを開催します。

○文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出

【現状と課題】

(文化・スポーツ課)

文化芸術活動団体の会員の高齢化や会員数の減少、イベント参観者の減少などの課題が生じ、将来の文化芸術活動の担い手が不足し、団体の活動にも支障が生じることが懸念されています。

【方向性】

- ◆情報共有を強化し、文化芸術団体が連携して活動できるよう支援します。
- ◆文化芸術活動団体の考え方や取り組みの方法を尊重しながら、目標が効果的に達成できるよう、団体の活性化を支援し、新たな魅力創出に努めます。
- ◆文化芸術活動団体と連携し、学校の部活動地域移行を進めます。

(3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承

我孫子に伝わる地域文化や貴重な郷土芸能を保存し、継承していくため、聞き取りや現地踏査などの調査・研究を行うとともに、活動のPRなど情報発信の充実、後継者育成のための支援に取り組みます。

○生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究

【現状と課題】

(文化・スポーツ課)

我孫子には、地域に根ざした生活文化と古くから伝わる郷土芸能や祭礼があり、それらの聞き取りや現地踏査を実施し記録を行っています。

【方向性】

- ◆調査・研究を通じて郷土芸能や祭礼の意義を記録し、次世代への継承を図ります。

○生活文化や郷土芸能の継承 (文化・スポーツ課)

【現状と課題】

民俗芸能を伝承している市内の団体は、地域に伝わる郷土芸能の後継者を育成する目的で、市内の小中学校で指導を行っています。また、市は各々の活動意欲が高揚するよう、郷土芸能祭を開催し、発表の場の確保に努めています。一方で、郷土芸能を継承するための指導者の高齢化と担い手不足から存続が危惧されています。

【方向性】

- ◆地域で活動する団体の活動意欲がさらに高揚するよう、活動の場の提供や情報発信を行います。
- ◆今後も郷土芸能祭を開催し、子どもたちと団体が意欲的に活動できるよう支援します。

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

我孫子市の歴史や文化、風土をより身近に感じてもらうため、指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存をより強化します。また、我孫子市文化財保存活用地域計画に基づき、史跡などの文化財を計画的に整備してネットワーク化を進め、その活用と魅力の向上に努めます。

○指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存・活用

【現状と課題】

(文化・スポーツ課)

我孫子市には、長きに渡って人々の暮らしが営まれてきた歴史があり、歴史的・文化的遺産が数多く残されています。文化財を保護することは、市全体の誇りと将来の文化向上・発展の基礎となるものです。このため、指定文化財制度や文化財登録制度を活用して、我孫子に現有する文化財の保護を進めながら、継承していく必要があります。

【方向性】

◆指定文化財制度や登録文化財制度を活用し、保存の強化に努めます。

○文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進 (文化・スポーツ課)

【現状と課題】

市の文化財を保存し後世に伝えるためには、文化財を計画的に保存し、地域住民とともに文化財を活用する必要があります。

【方向性】

- ◆「我孫子市文化財保存活用地域計画」を基に、市内の歴史的・文化的遺産を「我孫子遺産」として位置付け、我孫子の地域的な特性をいかした保存整備を行います。
- ◆史跡や文化財の現状と課題の分析を行った上で、適切に保存する方策を立て、史跡と文化財のネットワーク化を進めます。
- ◆地域住民や学校現場との連携を進め、次世代への文化財継承を図ります。

(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

開発により滅失する埋蔵文化財や時代の流れにより散逸する歴史資料を後世に継承するため、発掘調査や歴史資料の調査を進め、適切に記録保存します。また、報告書や資料集を刊行して、その成果を市民に還元します。

○埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進 (文化・スポーツ課)

【現状と課題】

市の文化財を保存し、後世に伝えるため、調査・研究を行い、記録保存に努めています。今後も我孫子ならではの歴史的・文化的遺産を身近に感じてもらうため、適切な保存と調査・研究を進める必要があります。

【方向性】

- ◆市内の文化財や歴史資料の調査・研究・整理を行い、その記録保存を行います。

○埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

市に残された貴重な文化財や歴史資料は、市民に郷土の歴史や文化に対する理解と愛着心を醸成する手段として非常に有効であり、それらの調査・整理を行い報告書・資料集の刊行を通じて調査成果を公開しています。今後はより専門性を深めた報告書・資料集だけでなく、一般に広く周知するよう工夫する必要があります。

【方向性】

- ◆発掘調査や歴史資料の調査を進め、記録保存を行い、その報告書や資料集を刊行します。
- ◆市の歴史について、分かりやすい一般概説書の刊行などに努めます。

（6）歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

我孫子市の歴史的・文化的遺産を周知するため、様々な施設や媒体を活用して公開する場を確保するとともに、市民団体や関係機関、小中学校などと連携し、地域の歴史や文化について学ぶ機会を増やすなど、歴史や文化に親しめる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

○歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保（文化・スポーツ課・図書館）

【現状と課題】

現在、我孫子市ならではの歴史的・文化的遺産にふれる場として、白樺文学館や杉村楚人冠記念館、旧村川別荘や旧井上家住宅などの施設とそれらに関連する資料を公開しています。今後は、我孫子市文化財保存活用地域計画に位置付けられた、手賀沼周辺に点在する歴史的・文化的遺産のネットワーク化をさらに推進して、観光も視野に入れた一体的活用を進める必要があります。また、旧井上家住宅の保存・整備を進め、我孫子市文化財保存活用地域計画に位置付けられた歴史的・文化的遺産のネットワークの中で、魅力を向上する必要があります。

【方向性】

- ◆市内の文化財施設を有効的に活用するため、常勤の学芸員を確保し、そのマネジメントのもとに公開する場を提供します。
- ◆旧井上家住宅の保存・整備を進め、部分公開を通じてニーズを探り、将来的な全面公開にいかします。
- ◆各施設による企画展を積極的に行い、文化財にふれる機会を提供します。

- ◆インターネットを活用して「あびこ電腦考古博物館」（市の文化財ホームページ）、「あび☆デジ」（市の歴史資料検索システム）において文化財の紹介を行うとともに、説明板にQRコードを掲載することでホームページの利用を容易にするほか、市広報、情報誌、SNSへの情報提供を通じて文化財の情報を積極的に発信します。
- ◆出土遺物や市史資料を常設的に展示し、活用できる場を積極的に確保します。
- ◆郷土行政資料や貴重書のデジタル化を行い、資料保存や情報提供に努めます。

○地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

市内では、市民によるボランティア活動や講演会などが積極的に行われており、歴史・文化の分野で活動する団体が増加しています。市民自らが歴史や文化財に触れ、愛護の意識を醸成するよう、その活動と協働し、環境整備を進める必要があります。

【方向性】

- ◆市民と協働し、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。
- ◆子どもたちが親しみを持てるよう、学校教育や課外活動を通じて、歴史や文化財にふれる機会を提供します。

重点施策3. スポーツの振興

市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域での交流を図れるように、スポーツ関係団体などの人材をいかし、スポーツイベントを実施します。また、誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

（1）スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

安全で快適に活動できる環境を整備するため、市民体育館など市のスポーツ施設の適正な維持管理を行うとともに、施設の修繕を計画的に実施します。また、民間や近隣市町のスポーツ施設を活用するなど、活動場所の確保に努めます。

○スポーツ施設の適正な維持管理（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

市民体育館施設、有料公園施設、多目的運動広場、学校施設などの各種スポーツ施設を利用し、多くの方がスポーツ・レクリエーションに親しんでいますが、これらの各種スポーツ施設は、老朽化が著しく進行しており、今後、計画的な修繕、改修を行っていく必要があります。また、市民体育館施設及び有料公園施設については、施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用しています。

布佐下多目的広場、浅間前多目的広場、市営ゲートボール場は、土地借上げによる施設となっていることから、安定的な場の確保が課題となっています。

【方向性】

- ◆平成28年6月に策定された「我孫子市公共施設等総合管理計画」及び平成30年4月に策定した「我孫子市民体育館長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設の適正な維持管理や長寿命化を図るため、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。また、屋外スポーツ施設については、令和3年3月に策定した「我孫子市屋外スポーツ施設個別施設計画」に基づき計画的な修繕を実施します。
- ◆指定管理者制度をいかし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、利用しやすい施設づくりや民間のノウハウをいかした施設の長寿命化を促進します。
- ◆現在、市のサッカー場は、利根川ゆうゆう公園だけとなっており、利根川の増水により使用できない期間があります。また、ラグビーを実施できる環境もないことから五本松運動広場を多目的に利用できるサッカー場兼ラグビー場として再整備します。
- ◆学校と連携し学校体育施設の効果的な開放を促進します。

○民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

民間スポーツ施設については、温水プール1箇所、グラウンド1箇所の使用協定を締結しています。近隣市施設の相互利用については、茨城県取手市との間に施設利用協定を締結し、市民料金で利用できるようにしています。スポーツをする場の充実を図るため、今後も継続的に民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用を推進していく必要があります。また、学校プール施設の老朽化や猛暑による熱中症の危険性があることから、夏休み期間中の小学校プールの開放を廃止し、民間プール施設を活用して、夏休みの子ども向け室内プール利用を実施しています。主に小中学生を対象とし、小学校とプール施設を結ぶ送迎バスも運行して実施しています。

【方向性】

- ◆今後も継続して民間スポーツ施設や近隣市施設を利用することができるよう、民間事業者や取手市との連携を推進します。
- ◆夏休みの子ども向け室内プール利用について、安心して楽しんでもらえるよう安全に配慮しながら実施していきます。

(2) 生涯スポーツの推進

健康の保持・増進や地域のコミュニケーションづくりを図るため、スポーツ推進委員などと連携し、だれもが参加できる総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。また、生涯スポーツを支える人材を確保するため、スポーツ指導者の養成に取り組みます。

○スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援

【現状と課題】

(文化・スポーツ課)

スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、7つの総合型地域スポーツクラブが設立され活動を展開しています。令和5年度に設立された総合型地域スポーツクラブは、子ども中心のクラブであり、陸上競技をはじめ様々な球技種目にも取り組んでいます。2000年代に各中学校区に設立された6クラブは、高齢者中心の会員構成となっており、ニュースポーツを中心とした競技に取り組んでいます。今後は、地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する、総合型地域スポーツクラブの充実が求められます。

【方向性】

- ◆既存の総合型地域スポーツクラブの充実を図ります。
- ◆スポーツ推進委員連絡協議会の更なる活発化を促し、総合型地域スポーツクラブ連絡交流会との連携を促進します。

○生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

生涯スポーツを支える人材を確保するため、市主催のスポーツ指導者養成講習会やスポーツ推進委員によるニュースポーツを中心とした体験会・研修会を実施し、スポーツ指導者の養成に取り組んでいます。このほか、スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団等が組織されており、各団体で活動が展開されています。

【方向性】

- ◆スポーツ推進委員への研修機会の充実を図ります。
- ◆スポーツ協会、スポーツ少年団の指導者に研修などの情報提供を行います。
- ◆多様化するスポーツニーズに対応するため、我孫子市公認スポーツ指導者養成講習会の充実を図ります。

○スポーツ推進計画の推進（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

若年層のスポーツ離れや既存クラブ会員の高齢化、公共スポーツ施設の老朽化、少子化による学校部活動の維持が困難になり子どもたちの多様なニーズに応じた活動が難しくなるなど、市内のスポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。今後も、少子高齢化が進む中、継続的にスポーツを楽しめる環境づくりが必要となります。

【方向性】

- ◆令和5年3月に策定した「我孫子市スポーツ推進計画」に基づき、ライフステージや社会環境に合わせたスポーツ推進を行い、子どもから大人まで生涯にわたってスポーツを楽しむことができる施策を計画的に進めます。
- ◆学校や市内スポーツ団体等と連携し子どもたちが将来にわたって、様々なスポーツ活動を体験する機会や環境を整備し、休日における部活動を段階的に地域移行することを目指します。

（3）スポーツを楽しむ機会の充実

多くの市民が気軽にスポーツを楽しみ、参加できるスポーツイベント等を開催して、参加機会の充実を図ります。

○市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催（文化・スポーツ課）

【現状と課題】

身近な地域において、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、スポーツイベント等を開催して、参加機会の充実を図っています。

【方向性】

- ◆市民体育大会、新春マラソン大会等の充実を図ります。
- ◆スポーツ推進委員や各地域スポーツ団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション大会などのイベントの充実を図ります。
- ◆指定管理者と連携し、体育館で各スポーツ教室等を実施し、気軽にスポーツにふれる機会の充実を図ります。
- ◆ボールゲームフェスタ、スポーツテスト、手賀沼チームラン・キッズランうなぎちカップ等のイベントを引き続き開催し、市民のスポーツ参加の機会を推進します。

5 我孫子市第3期教育振興基本計画の推進

我孫子市第3期教育振興基本計画の推進に当たっては、教育委員会が中心となり、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し協力していくとともに、積極的に情報を発信し、情報の共有を図ることが大切です。さらに、国、千葉県及び市内の関連部署とも連携した取組を行っていくことも必要です。計画の着実かつ効果的な実行を図るため、PDCAサイクル（※1）の考え方にに基づき推進していきます。計画の進捗状況を把握し、継続的な見直しを行っていきます。

（※1）PDCAサイクル

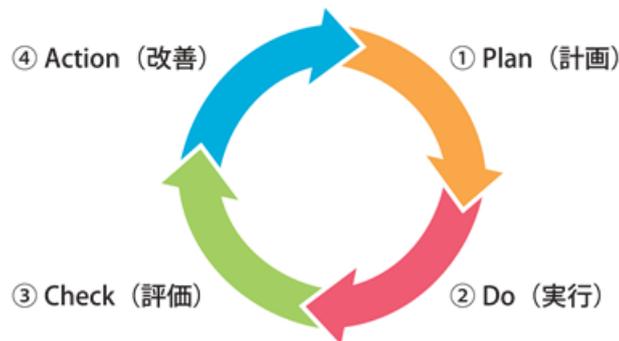
Plan—Do—Check—Action サイクルの略称。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）Action（改善）の4つの視点を実施過程に取り込むことで、継続的な改善を推進する手法のこと。

Plan（計画）・・・ 計画に基づいた教育施策の策定

Do（実行）・・・ 事業の実施

Check（評価）・・・ 行政評価

Action（改善）・・・ 事業の検討、見直し



【資料】

- 資料1 我孫子市第3期教育振興基本計画の施策と行政評価における事務事業との関係
- 資料2 生涯学習施設一覧
- 資料3 我孫子市教育振興基本計画策定委員会設置要領

我孫子市第3期教育振興基本計画の施策と行政評価における事務事業との関係

基本目標 I 確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりがいきいきと輝く魅力ある学校づくりの推進

重点施策 1 学校教育環境の充実

(1) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実	
施策名	事務事業
○児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実	◇学校教育環境の充実（学校教育課）
○小中学校における学習環境の整備と充実	◇学校教育環境の充実（学校教育課）
○我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進	◇小中学校施設の維持管理（総務課）
(2) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり	
施策名	事務事業
○学校評価・学校運営協議会制度を活用した学校経営の改善	
○「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」における、学校を支える人員体制の整備の推進	
○業務の平準化や教材・資料の共有化、学校行事の見直しを進めるなど、教職員の負担軽減に向けた取組の推進	
○教職員全員で取り組む不祥事防止対策及びモラールアップ委員会の充実	

重点施策 2 子どもがいきいきと輝く学校づくり

(1) 確かな学力の育成	
施策名	事務事業
○生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成	◇学力向上推進事業（指導課）
○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	◇教職員資質向上推進事業（指導課）
○指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現	◇学力向上推進事業（指導課）
○ICT環境の整備による学習の充実及び情報活用能力の育成	◇小中学校ICT教育の推進（指導課）
○ユニバーサルデザインの視点による全員がわかる授業づくり	◇学力向上推進事業（指導課）

施策名	事務事業
○学級経営の支援（Q-U検査（WEBQU）の活用）と指導力の向上	◇学力向上推進事業（指導課）
○児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進	◇学力向上推進事業（指導課）
○外国語・外国語活動における指導力の向上及びALTの活用	◇学力向上推進事業（指導課）
（２）心身ともに健康な児童生徒の育成	
施策名	事務事業
○思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実	◇教職員資質向上推進事業（指導課）
○望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進	◇児童・生徒の保健衛生事業（学校教育課） ◇学校給食管理運営事業（学校教育課）
○心身の健全な発達を支える学校体育の充実	◇学力向上推進事業（指導課）
○情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援	◇学力向上推進事業（指導課）
（３）幼児教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進	
施策名	事務事業
○幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	◇幼児期教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進（指導課）
○郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成を目指す、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進	◇幼児期教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進（指導課）
○中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に活かした小中一貫教育の推進	◇幼児期教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進（指導課）
○学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実	◇幼児期教育と小学校教育との連携・小中一貫教育の推進（指導課）
（４）地域に密着した学習の場の提供	
施策名	事務事業
○地域性をいかした学びの資源の活用	◇学力向上推進事業（指導課）
○ふるさと学習の推進	◇学力向上推進事業（指導課） ◇教職員資質向上推進事業（教育相談センター）

(5) 地域とともにある学校づくり	
施策名	事務事業
○コミュニティ・スクール（学校運営協議会の設置）による学校と地域との連携・協働体制の構築	◇地域とともにある学校づくり推進事業（指導課）
○地域学校協働活動推進事業の充実	◇地域とともにある学校づくり推進事業（指導課）
○地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援の推進	◇地域とともにある学校づくり推進事業（指導課）
○中学校部活動における地域人材を活用した部活動指導員の配置	◇地域とともにある学校づくり推進事業（指導課）
(6) 長期欠席児童生徒対策事業の強化	
施策名	事務事業
○不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化	◇長期欠席児童生徒対策事業（教育相談センター）
○我孫子市教育支援センター（かけはし・ひだまり）の機能強化	◇長期欠席児童生徒対策事業（教育相談センター）
○校内教育支援センターの充実	◇長期欠席児童生徒対策事業（教育相談センター）
○自立と社会参加を目指した支援体制の整備	◇長期欠席児童生徒対策事業（教育相談センター）
(7) いじめ・非行防止対策	
施策名	事務事業
○我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消	◇いじめ防止対策事業（指導課）
○学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実	◇いじめ防止対策事業（指導課）
○街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による少年の非行防止活動の推進	◇小中学生非行対策（指導課）
○警察・生活安全関係機関との連携強化	◇小中学生非行対策（指導課）

重点施策3 子どもの成長に応じた発達への支援

(1) 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制の構築	
施策名	事務事業
○就学支援の充実	◇自分らしい学校生活を送るための教育支援（教育相談センター）
○個々に応じた教育体制の整備	◇自分らしい学校生活を送るための教育支援（教育相談センター） ◇教育扶助（要保護・準要保護児童生徒就学援助）事業（学校教育課）

(2) 教育相談・支援体制の充実	
施策名	事務事業
○教育相談を充実させるシステムの構築	◇自分らしい学校生活を送るための教育支援（教育相談センター）
○帰国・外国人児童生徒への支援体制の整備	◇自分らしい学校生活を送るための教育支援（教育相談センター）
(3) 特別支援教育の推進	
施策名	事務事業
○一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進	◇自分らしい学校生活を送るための教育支援（教育相談センター）
○特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実	◇自分らしい学校生活を送るための教育支援（教育相談センター）
(4) 子ども部及び健康福祉部との連携強化	
施策名	事務事業
○療育・教育システムの充実と切れ目のない支援	◇切れ目のない発達支援体制の充実（こども発達センター）
○児童虐待の早期発見や児童生徒の自殺防止対策等についての連携強化	◇子ども総合相談の推進（子ども相談課） ◇自殺対策事業（社会福祉課）

基本目標Ⅱ 市民が地域の自然や文化に愛着を持ち、豊かな人生を送ることができる環境づくりの推進

重点施策1 生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実	
施策名	事務事業
○公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）
○鳥の博物館の教育普及活動の拡充	◇鳥の博物館による環境学習の推進 ◇鳥の博物館の管理運営（鳥の博物館）
○図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進	◇図書館の利用促進（図書館）
○移動図書館車の積極的な活用	◇図書館の利用促進（図書館）
(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援	
施策名	事務事業
○時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）
○学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）

(3) 学習施設の整備・充実	
施策名	事務事業
○公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実	◇生涯学習推進事業（生涯学習課） ◇図書館の管理運営（図書館） ◇鳥の博物館の管理運営（鳥の博物館）
(4) 市民の学習活動を支える体制の整備	
施策名	事務事業
○生涯学習推進計画に基づく施策の推進	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）
○生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）
○市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）
○生涯学習ボランティアの育成・活用	◇生涯学習推進事業（生涯学習課）
○子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進	◇子どもの読書活動の推進（図書館）

重点施策2 歴史文化財の保存・継承と文化の振興

(1) 文化芸術活動への支援と環境整備	
施策名	事務事業
○後援等の事業による文化芸術活動の充実	◇文化芸術活動の推進（文化・スポーツ課）
○既存施設の効率的利用の促進	◇文化芸術活動の推進（文化・スポーツ課）
(2) 新たな文化芸術活動の創出	
施策名	事務事業
○文化芸術活動や団体に関する情報の発信	◇文化芸術活動の推進（文化・スポーツ課）
○文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実	◇子どもの文化・芸術活動の推進（文化・スポーツ課）
○文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出	◇文化芸術活動の推進（文化・スポーツ課）
(3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承	
施策名	事務事業
○生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究	◇文化財の保存と活用（文化・スポーツ課）
○生活文化や郷土芸能の継承	◇文化財の保存と活用（文化・スポーツ課）

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用	
施策名	事務事業
○指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存・活用	◇文化財の保存と活用（文化・スポーツ課）
○文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進	◇文化財の保存と活用（文化・スポーツ課）
(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究	
施策名	事務事業
○埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進	◇発掘調査及び記録保存（文化・スポーツ課）
○埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行	◇発掘調査及び記録保存（文化・スポーツ課）
(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充	
施策名	事務事業
○歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保	◇文化財の保存と活用（文化・スポーツ課） ◇図書館の利用促進（図書館）
○地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進	◇文化財の保存と活用（文化・スポーツ課）

重点施策3 スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用	
施策名	事務事業
○スポーツ施設の適正な維持管理	◇体育施設の管理運営（文化・スポーツ課）
○民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進	◇体育施設の管理運営（文化・スポーツ課）
(2) 生涯スポーツの推進	
施策名	事務事業
○スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援	◇スポーツの奨励（文化・スポーツ課）
○生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成	◇スポーツの奨励（文化・スポーツ課）
○スポーツ推進計画の推進	◇スポーツの奨励（文化・スポーツ課）
(3) スポーツを楽しむ機会の充実	
施策名	事務事業
○市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催	◇スポーツを通じた交流人口の拡大（文化・スポーツ課）

生涯学習施設一覧

(1) 公民館

施設名	概要
我孫子地区公民館（アビスタ内）	我孫子地区の生涯学習施設として、平成14年4月にアビスタ内に開館しました。各種学習講座やサークル活動、集会等に利用されています。
湖北地区公民館（コホミン）	湖北地区の生涯学習施設として平成4年4月に開館しました。平成18年4月から指定管理者に運営を委託しています。

(2) 図書館

施設名	概要
図書館 アビスタ本館	平成14年4月に市民会館内から生涯学習センター内に移転しました。我孫子地区の住民へのサービスとともに、我孫子市の図書館サービスの中心的役割を担っており、多くの市民が利用しています。我孫子市関連の資料収集に特に力を入れています。
湖北台分館	昭和57年7月に湖北台地区の図書館として湖北台浄水場の2階に開館しました。
布佐分館	昭和62年7月に布佐地区の図書館として開館しました。市内唯一の図書館単独館です。2階には会議室も併設しており、会合等に幅広く利用されています。

(3) 博物館施設

施設名	概要
鳥の博物館	平成2年5月に日本初の鳥類だけを扱った博物館として開館しました。「手賀沼の自然」、「鳥の世界」、「人と鳥の共存」の3つのテーマでの常設展示のほか、企画展も開催しており、年間約3万人が来館しています。展示室では、鳥類のはく製や骨格標本、巣や卵など、およそ600点の標本を展示しており、この他にも、およそ3000点の標本が収蔵庫に収蔵されています。

(4) 史跡・文化財

施設名	概要
旧村川別荘	東京帝国大学教授村川堅固と、その息子で東京大学教授村川堅太郎（いずれも西洋古代史専攻）親子が設けた別荘。大正から昭和にかけての別荘地としての我孫子の様子をよく残しています。
志賀直哉邸跡書斎（緑雁明緑地内）	白樺派を代表する小説家である志賀直哉の邸宅。代表作「暗夜行路」の大半をここで執筆しました。
白樺文学館	白樺派文人たちの活動を広く次代に伝えるため、佐野力氏が私財を投じて建設し、平成13年1月に開館。平成21年4月からは、市が管理・運営を行っています。
杉村楚人冠記念館	明治末期から昭和前期の東京朝日新聞で活躍したジャーナリスト・杉村楚人冠の旧邸を利用し、平成23年11月に開館。建物は、大正期から昭和期にかけての建築物の典型的な姿を今に伝えています。
旧井上家住宅	江戸時代の豪農である井上家の住宅。敷地には多くの歴史的建造物が現存しており、貴重な文化遺産となっています。

(5) スポーツ施設

施設名	概要
市民体育館	メインアリーナ（バレーコート3面、バスケットコート2面、バドミントン8面）、サブアリーナ（卓球4台、バドミントン2面）、トレーニングルーム（88㎡）、更衣室（シャワー、ロッカールーム）、会議室、武道場（240㎡）
市民体育館野球場	両翼90m センター110m
市民体育館テニスコート	砂入り人工芝5面
湖北台中央公園野球場	両翼90m センター100m
湖北台中央公園テニスコート	クレーコート4面
手賀沼公園テニスコート	クレーコート3面
利根川ゆうゆう公園野球場	一般2面、少年2面
利根川ゆうゆう公園サッカー場	一般2面、少年2面
五本松運動広場	スポーツ広場（砂地）、みどりの広場（芝生）
布佐下多目的広場	弓道場、多目的広場（9,964㎡）
浅間前多目的広場	野球場一般1面、少年3面、ソフトボール場1面
つくし野多目的運動広場	多目的スポーツコート、芝生広場
少年野球場	少年2面
市営ゲートボール場	ゲートボール、グランドゴルフ
ふれあいキャンプ場	テントサイト30張分、炊事棟、野外炉7基

我孫子市教育振興基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「我孫子市教育振興基本計画」という。）を策定するため、我孫子市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、教育総務部総務課長のほか、別表に掲げる所属の職員をもって構成する。

(委員長)

第3条 策定委員会に、委員長を置き、教育総務部総務課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要領の施行の日から我孫子市教育振興基本計画の策定が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月14日から施行する。

別表（第2条関係）

教育委員会事務局	総務課 学校教育課 指導課 教育相談センター 生涯学習課 文化・スポーツ課 鳥の博物館 図書館
市長事務部局	子ども相談課 こども発達センター 社会福祉課

我孫子市第3期教育振興基本計画

発行 令和6年3月

発行者 我孫子市教育委員会

〒270-1166

千葉県我孫子市我孫子1684番地

電話 04-7185-1110 (直通)

FAX 04-7182-5867